三木町障がい者プラン

（令和３年度～令和５年度）

令和３年３月

香川県　三木町

目　　次

第１章 計画策定にあたって
１ 計画の概要 3
（１）計画策定の趣旨 3
（２）計画の位置づけ 4
（３）香川県の方針 5
（４）計画の期間 5
２ 法令・制度改正等の動き 6
（１）障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 6
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み 7
（３）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行と成年後見制度利用促進基本計画 7
（４）就学前の障害児の発達支援の無償化 7
（５）障害者の雇用の促進に関する法律の改正 7
（６）障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行 8
（７）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 8
（８）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 8
（９）基本指針の見直しについて 9
３ 計画の策定・推進体制 11
（１）策定体制 11
（２）推進体制 12
第２章　障がいのある人を取り巻く現状
１ 人口・世帯 17
（１）人口の状況 17
（２）世帯の状況 18
２ 障害者手帳等の所持者数 19
（１）身体障がい者 19
（２）知的障がい者 20
（３）精神障がい者 21
３ 地域資源の状況 22
（１）障がい福祉サービス等提供事業所 22
（２）相談支援 24
４ アンケート調査の概要 25
（１）実施概要 25
（２）身体障がい者アンケート調査結果概要 26
（３）知的障がい者アンケート調査結果概要 32
（４）精神障がい者アンケート調査結果概要 37
（５）集計結果から見える課題 40

第３章　基本的な考え方
１ 基本理念 45
２ 基本目標 45
３ 障がい児・者について 47
第４章　施策の展開
１ 支え合う町民意識の醸成 51
（１）啓発活動の推進 51
（２）相互理解と交流の促進 52
（３）相互援助活動の促進 53
２ 地域での生活を支援する体制づくり 54
（１）情報提供・相談体制の充実 54
（２）保健・医療サービスの充実 55
（３）障がい福祉サービスの充実 56
３ 社会活動への支援 58
（１）雇用・就労機会の拡大 58
（２）文化・スポーツの振興 59
（３）外出や移動の支援 60
４ 教育環境の充実・障がい児支援の充実 61
（１）早期療育の充実 61
（２）学校教育の充実 62
（３）社会教育の充実 63
５ 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 64
（１）生活環境の整備 64
（２）防犯・防災対策の確立 65
第５章 障がい福祉サービス等の見込量
１ 障がい福祉サービスの利用状況 69
（１）障がい福祉サービス利用者数の推移 69
（２）利用人数・利用量の推移 70
２ 地域生活支援事業の利用状況 74
（１）必須事業 74
（２）任意事業 77
３ 障がい福祉サービスの見込量 79
（１）訪問系サービス 79
（２）日中活動系サービス 80
（３）居住系サービス 81
（４）相談支援 81
（５）障がい児支援 82
４ 地域生活支援事業の見込量 83
（１）必須事業 83
（２）任意事業 87

第６章 成果目標

１ 令和５年度末の目標……91
（１）施設入所者の地域生活への移行……91
（２）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築……91
（３）地域生活支援拠点等の整備……92
（４）福祉施設から一般就労への移行等……93
（５）障がい児支援の提供体制の整備等……94
（６）相談支援体制の充実・強化等……95
（７）障害福祉サービス等の質の向上……95

第１章　計画策定にあたって

1　計画の概要

（1）計画策定の趣旨

国は平成 14 年に、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現をめざし、「障害者基本計画」を策定し、平成 24 年度までの 10 か年に対する障がい者施策の基本的方向について定めました。その後、平成 18 年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。こうして障がい者に対して適切なサービスを提供できる体制を関連機関と共に構築することとなりました。

平成 25 年には、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）が施行されました。この約 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は平成 26 年１月に批准されました。

平成 28 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下、障害者総合支援法等一部改正法）が平成 30 年度から施行され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われています。

香川県では、平成 15 年３月に「かがわ障害者プラン～ともに生きるかがわに向けて～」を策定し、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに支え合い、心豊かに過ごせるふるさとかがわの実現に向けさまざまな障がい福祉施策に取り組んできました。その後も、国の動きを踏まえつつ、計画の見直しを重ね、令和３年には「第６期かがわ障害者プラン」を策定します。

本町でも、こうした国や香川県の障がい福祉施策に係る制度及び法律の改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に障がい福祉施策が取り組まれることが求められています。そこで、本町では「三木町障がい者プラン（2018(平成 30)年度～2020(令和 2)年度）」が本年度で計画期間満了を迎えることから、「障がい者がその人らしく、地域で共生できるまちへ」を基本理念とした、「三木町障がい者プラン（令和３年度～令和５年度）」を策定します。

また、この計画は三木町の総合戦略やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

（２）計画の位置づけ

①法的位置づけ

「三木町障がい者プラン」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第３項に基づくもので、本町の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づくもので、「障害者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づくもので、厚生労働大臣が定める「障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

②関連計画との整合性

本町の上位計画である「第２期三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和３年度～令和７年度)」・「三木町地域福祉計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定しています。

図表　計画の位置づけと関連計画

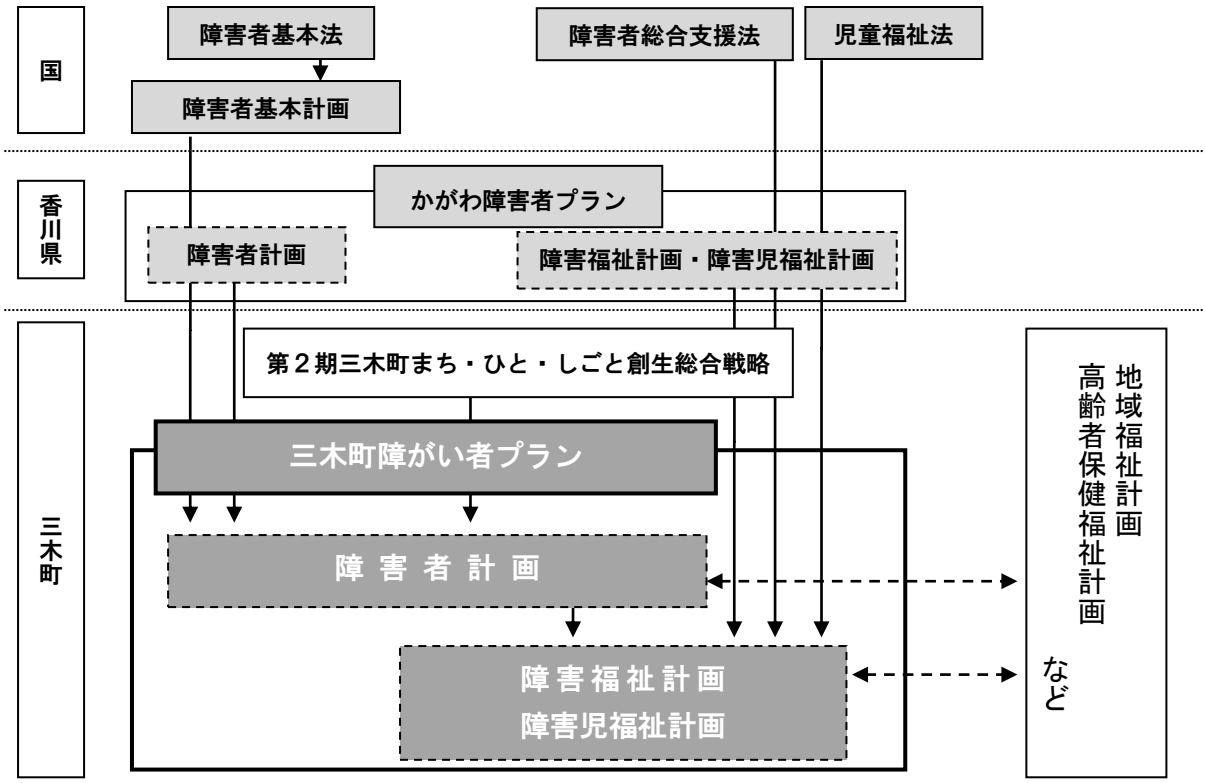

（３）香川県の方針

香川県では平成 30 年３月に、「地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、全ての県民が人格と個性を尊重しながら、笑顔でいきいきと暮らせるかがわを実現する」を基本理念に「第５期かがわ障害者プラン」を策定しました。

このプランでは「障害者の自己決定の尊重および障害者の意思決定の支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「ライフステージや施策分野間における切れ目のない支援」、「障害者の理解の促進」の４つを横断的視点としています。

また基本目標として、住み慣れた地域で、障がい者が自分らしく暮らせる社会をめざし「地域での生活支援」、障がい者が積極的にいきいきと暮らせる社会をめざし「就労、教育、社会参加の促進」、障がい者が安心して健やかに暮らせる社会をめざし「安心・安全な生活を支える環境の整備」、障がいの有無に関わらずお互いに尊重し合う社会をめざし「障害者の人権尊重と権利擁護」の４つを掲げ、県の障がい者施策をより総合的・計画的に推進しています。

（４）計画の期間

「三木町障がい者プラン」（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）は、令和３年度から令和５年度までの３年間の計画です。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表　計画期間

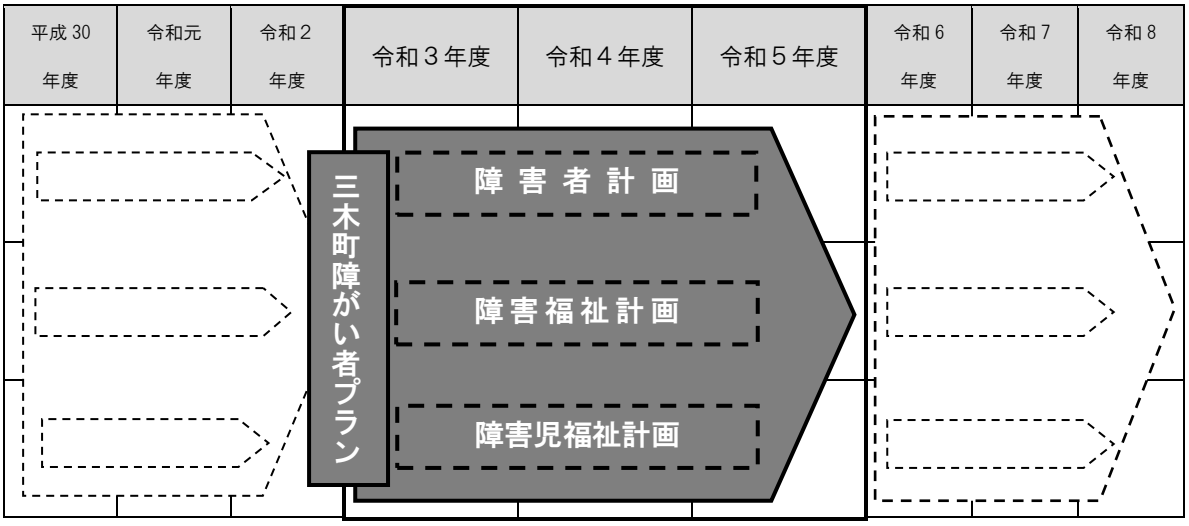

２　法令・制度改正等の動き

（１）障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成 30 年４月から「障害者総合支援法等一部改正法」が施行されています。市町村が関連する主な改正内容は、以下のとおりです。

項目	主な内容
１.趣旨	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。
２.障害者の望む地域生活の支援	(1) **地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設** （施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。） (2) **就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設** （就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。） (3) **重度訪問介護の訪問先の拡大** （重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。） (4) **高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用** （65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。）
３.障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	(1) **居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設** （重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。） (2) **保育所等訪問支援の支援対象の拡大** （保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。） (3) **医療的ケアを要する障害児に対する支援** （医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。） (4) **障害児のサービス提供体制の計画的な構築** （障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。）
４.サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	(1) **補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）** （補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

平成２９年２月の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書では、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にしました。

（３）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行と成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年５月に施行され、同法律に基づき平成 29 年３月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

この計画は平成 29 年度から令和３年度の５年間を対象期間として作成され、各市町村はこの成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域において取り組み等を実施していくことになります。

（４）就学前の障害児の発達支援の無償化

幼児教育の無償化に伴い、就学前の障がい児の発達支援についても、令和元年１０月１日より無償化になりました。具体的には、満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料が無償になりました。

また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となっています。

（５）障害者の雇用の促進に関する法律の改正

法定雇用率の算定基礎に新たに精神障がい者が追加されています。また、段階的に、法定雇用率が引き上げられます。

区分	平成 30 年		令和３年 ４月までに
	３月	４月	
民間企業の法定雇用率	2.0%	2.2%	2.3%
国・地方公共団体等の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会の法定雇用率	2.2%	2.4%	2.5%

令和元年６月の改正では国及び地方公共団体の責務として、率先して障がい者を雇用するように努めなければならないことが明記されたほか、短時間労働の障がい者を雇用する企業への給付金の仕組みが創設されました。また、改正法の成立に際しての付帯決議として、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援がないために継続して働くことができない等の障がい者の置かれた現状を解消するため通勤や職場等における支援の在り方の検討を開始することが示されています。

（６）障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成 30 年６月に、障害者の文化芸術活動の推進に関する法律が施行されました。文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に国による基本計画等の策定や地方公共団体による計画策定について努力義務が規定されました。障がい者が文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備等の促進や、障がい者が社会福祉施設，学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる様にしていく等、文化芸術を創造する機会の拡大を図っていくことになります。

（７）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年６月に公布、施行されました。この法律は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。国による基本計画の策定や地方公共団体による計画策定についての努力義務が規定されました。

（８）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進等、重層的な支援体制整備を行っていくことになります。そのための関係法令が令和３年４月に施行されます。

（９）基本指針の見直しについて

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和２年度末までであることから、令和３年度を初年度とする第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、国では令和元年 10 月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、令和２年１月 17 日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されました。基本指針の見直しの主なポイントは、以下のとおりです。

【①　地域における生活の維持及び継続の推進】

入所等から地域生活への移行について、共同生活援助などの支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保するための働きかけを行う。

【②　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していく。アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に関する啓発や対策等を推進していく。

【③　福祉施設から一般就労への移行等】

「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援Ａ型及びＢ型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として明記する。

農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援、大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進、高齢障がい者に対する就労継続支援Ｂ型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制の構築を目指す。

【④　地域共生社会の実現に向けた取組】

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取組む。

【⑤　発達障がい者支援の一層の充実】

発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

【⑥　障害児通所支援等の地域支援体制の整備　】

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

＜保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して＞

・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること。

・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等に向けた取り組みを行う。

＜特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して＞

・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する。

・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する。

【⑦　相談支援体制の充実・強化等　】

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う。

【⑧　障害者の社会参加を支える取組　】

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

【⑨　障害福祉サービス等の質の向上　】

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上をさせるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【⑩　障害福祉人材の確保　】

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取組む。

３ 計画の策定・推進体制

（１）策定体制

①三木町障がい者プラン策定委員会

関係団体の代表や有識者、一般住民等からなる「三木町障がい者プラン策定委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

②事務局

三木町福祉介護課福祉長寿係が事務局となり、「三木町障がい者プラン策定委員会」の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

③協議会

「三木町障がい者プラン策定委員会」には障害者総合支援法に基づく「協議会」も加わり、障がい者の生活に密接な圏域における広域的な施策・事業との整合も図りながら進めていきます。

（２）推進体制

①町の推進体制と計画の進行管理

本プラン及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら本プランを推進します。

また、確実な運営と円滑な推進を図るために、三木町障がい者プラン策定委員会において、実施状況を点検・評価します。

三木町障がい者プランにおけるＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

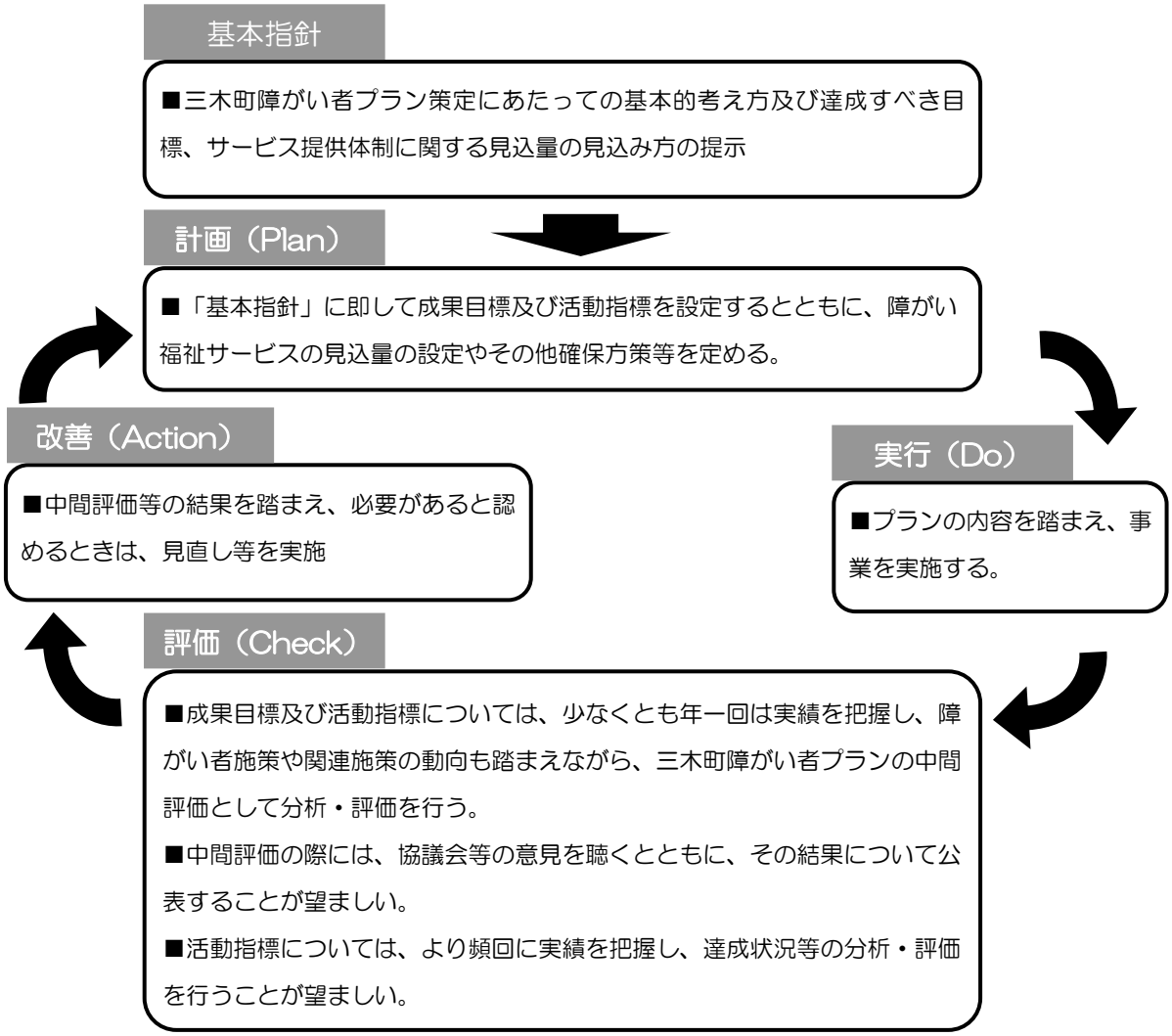

②圏域での連携

障がい者の生活に密接な関わりを持つ保健、医療、福祉のサービスの連携や広域的なサービス提供体制の整備を図るため、従来から障害保健福祉圏域が設定されています。

具体的には、香川県保健医療計画における２次医療圏、香川高齢者保健福祉計画における高齢者保健福祉圏域を合致した圏域設定となっており、三木町は東部障害保健福祉圏域(高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町)となっています。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本プランの確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、プラン推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本プランについて、町の広報誌やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組みや活動事例などを紹介していきます。

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

1　人口・世帯

（1）人口の状況

本町の人口は、令和２年 10 月１日現在で 27,773 人です。平成 27 年以降横ばい傾向にあり、平成 27 年から令和２年の５年間で 869 人減少しています。

年齢別にみると、高齢者人口は増加傾向にある一方、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少しています。

年齢３区分別人口の推移

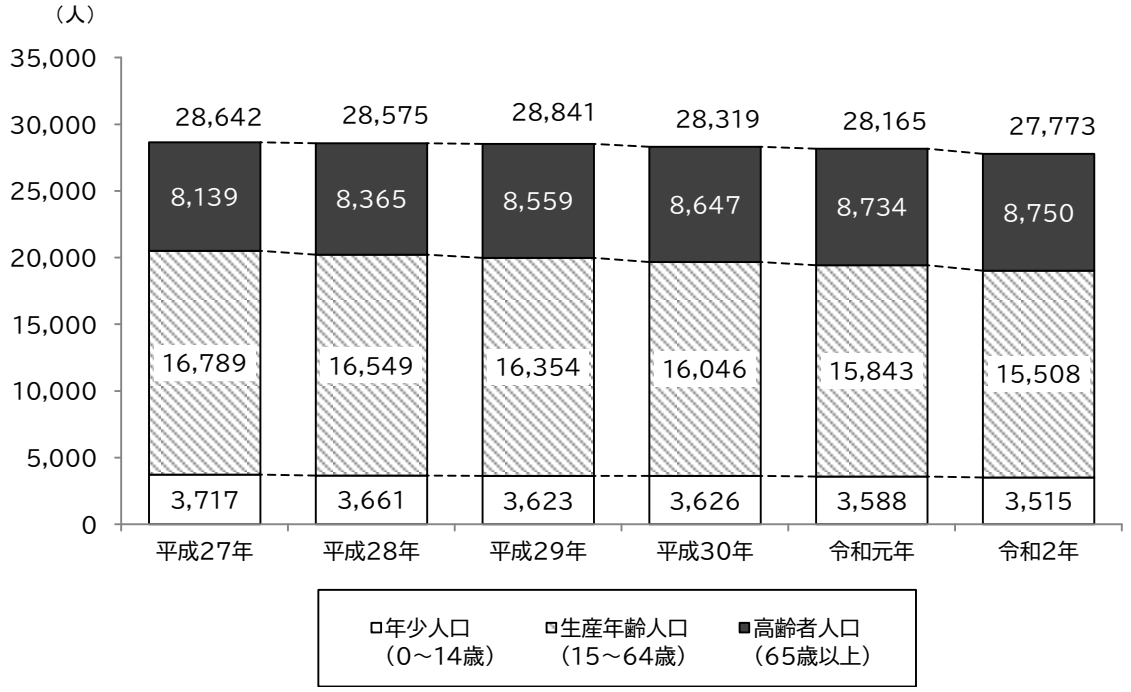

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）

（２）世帯の状況

本町の世帯数は、令和２年 10 月１日現在で 11,840 世帯となっており、平成 27 年以降横ばい傾向です。

１世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成 27 年の 2.44 人から令和２年には、2.35 人となっています。

世帯数及び１世帯あたり人員の推移

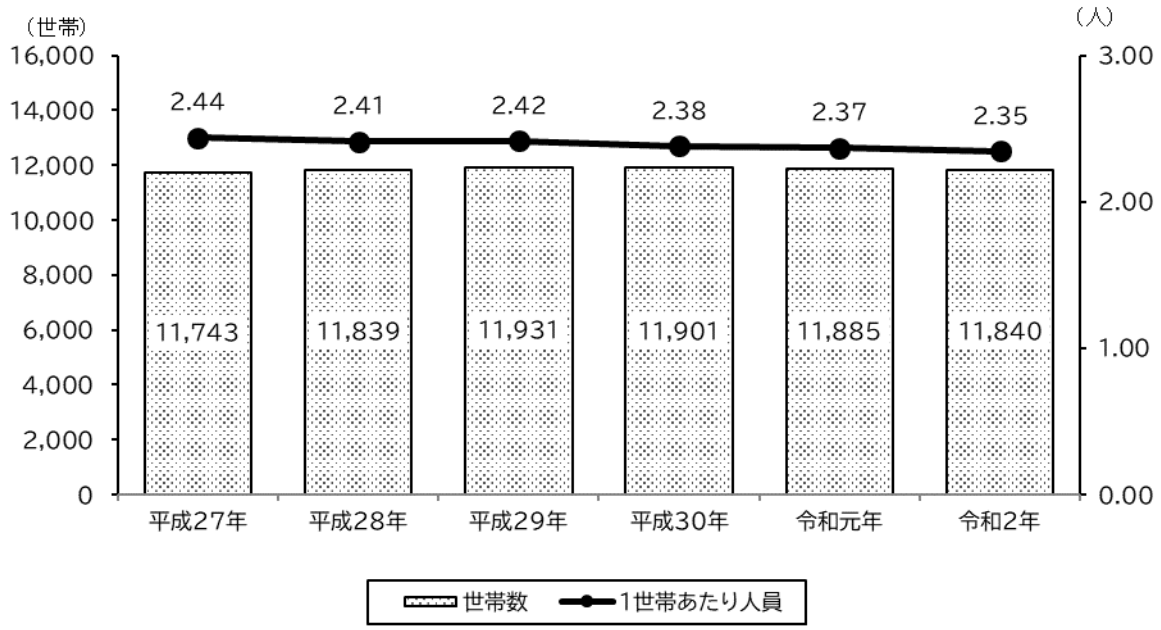

資料：住民基本台帳（各年 10 月１日現在）

2　障害者手帳等の所持者数

（１）身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数及び総人口に占める割合は、平成 26 年度以降横ばい傾向にあり、令和元年度末現在で 1,287 人（4.63%）となっています。

等級別にみると、平成 26 年度以降「１級」が増加傾向にあり、また種類別にみると、「肢体不自由」及び「内部障がい」が多くを占めています。

図表　身体障害者手帳所持者数及び割合の推移

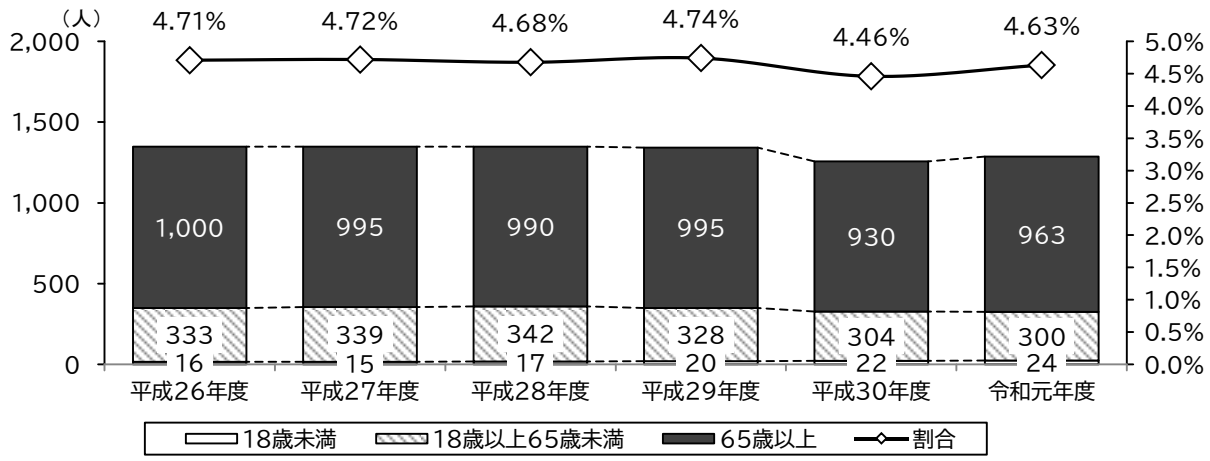

（単位：人）

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
等級別	１級	377	388	399	395	369	390
	２級	193	186	184	182	174	176
	３級	227	223	221	225	211	215
	４級	406	412	402	402	375	379
	５級	67	67	71	68	67	65
	６級	79	73	72	71	60	62
種類別	視覚障がい	87	87	83	77	71	73
	聴覚・平衡機能障がい	107	106	104	109	105	109
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	12	11	11	10	9
	肢体不自由	724	705	704	688	639	639
	内部障がい	420	439	447	458	431	457
合計		1,349	1,349	1,349	1,343	1,256	1,287

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

（２）知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、平成 26 年度以降増加傾向にあり、令和元年度末現在で 207 人となっています。総人口に占める割合も増加しており、平成 26 年度から令和元年度の５年間で 0.10 ポイント増加し 0.75%となっています。

等級別にみると、Ａ（最重度、重度）もＢ（中度、軽度）も所持者は平成 26 年度以降増加傾向がみられます。

図表　療育手帳所持者数及び割合の推移

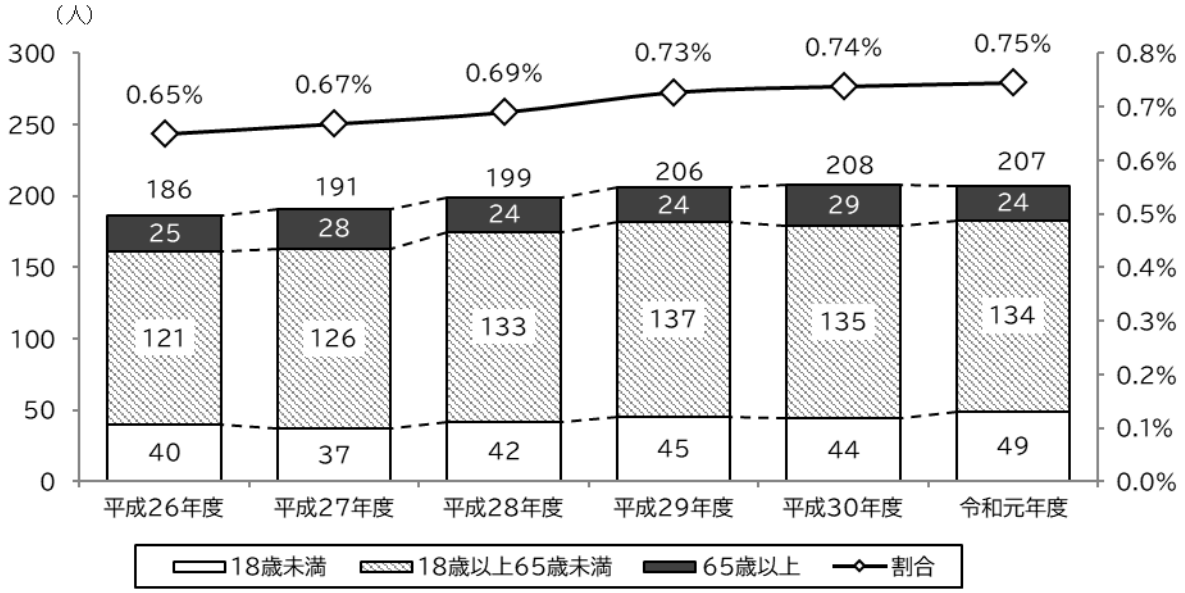

（単位：人）

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
等級別	A	73	75	78	81	82	79
	B	113	116	121	125	126	128
合計		186	191	199	206	208	207

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

（３）精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 26 年度以降年々増加しています。平成 26 年度 121 人から５年間で 64 人増加し、令和元年度末現在で 185 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、平成 26 年度から５年間で 0.25 ポイント増加し、令和元年度は 0.67%となっています。

等級別では、「２級」「３級」で全体の約９割以上を占めています。

図表　精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移

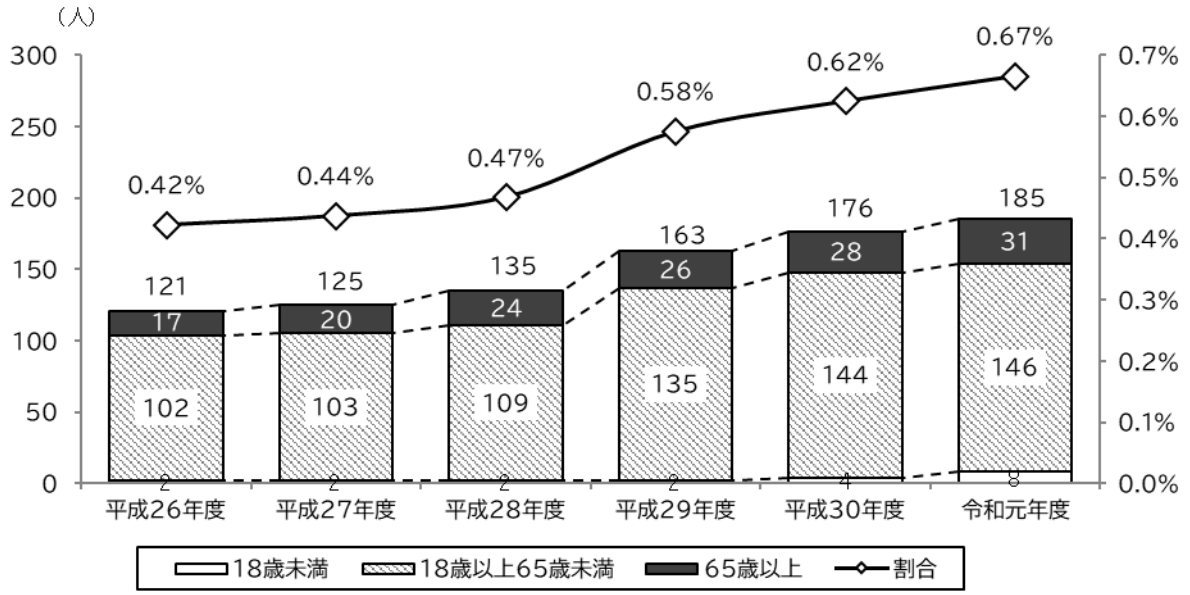

（単位：人）

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
等級別	１級	7	8	11	13	14	13
	２級	91	90	92	102	106	110
	３級	23	27	32	48	56	62
合計		121	125	135	163	176	185

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

３　地域資源の状況

（１）障がい福祉サービス等提供事業所

①障がい福祉サービス

障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表　障がい福祉サービス提供事業者の状況

事業項目	事業所数	備考
居宅介護	77	
重度訪問介護	64	
同行援護	30	
行動援護	11	
重度障害者等包括支援	0	
生活介護	48	
自立訓練（機能訓練）	1	
自立訓練（生活訓練）	4	休止１含む
宿泊型自立訓練	1	
就労移行支援	9	
就労継続支援Ａ型	14	
就労継続支援Ｂ型	63	休止１含む
就労定着支援	3	
療養介護	2	
自立生活援助	2	
短期入所（福祉型・医療型）	42	
共同生活援助	24	
施設入所支援	8	
計画相談支援	34	指定特定相談支援事業所
地域移行支援	13	指定一般相談支援事業所
地域定着支援	13	指定一般相談支援事業所
児童発達支援	33	
医療型児童発達支援	1	
放課後等デイサービス	42	
保育所等訪問支援	2	
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	4	
障害児相談支援	34	指定障害児相談支援事業所

資料：町福祉介護課調べ（令和２年 10 月現在）

②地域生活支援事業

地域生活支援事業を提供している事業者は以下のとおりです。

図表　地域生活支援事業提供事業者の状況

【必須事業】

事業項目	事業所数	備考
理解促進研修・啓発事業	2	
自発的活動支援事業	1	
相談支援事業	12	
成年後見制度利用支援事業	1	
成年後見制度法人後見支援事業	1	
意思疎通支援事業	1	
日常生活用具給付等事業	1	
手話奉仕員養成研修	1	
移動支援事業	15	
地域活動支援センター	9	

【任意事業】

事業項目	事業所数	備考
福祉ホームの運営	1	
訪問入浴サービス事業	1	
生活訓練等	0	
日中一時支援事業	6	
地域移行のための安心生活支援	1	
巡回支援専門員整備	1	
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保	0	
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	0	
児童発達支援センターの機能強化	0	
レクリエーション活動等支援	0	
芸術文化活動振興	0	
点字・声の広報等発行	0	
奉仕員養成研修	1	
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	1	
家庭・教育・福祉連携推進事業	0	
盲人ホームの運営	0	
知的障害者職親委託	0	
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	1	

事業項目	事業所数	備考
障害支援区分認定等事務	1	
自動車運転免許取得・改造助成	1	
更生訓練費給付	0	

資料：町福祉介護課調べ（令和２年 10 月現在）

（２）相談支援

①障がい児・者相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい児・者からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、指定一般相談支援事業所が 13 か所、指定特定相談支援事業所が 38 か所、指定障害児相談支援事業所の 34 か所が相談業務に携わっています。

事業項目	事業所数	備考
指定一般相談支援事業所	13	
指定特定相談支援事業所	38	
指定障害児相談支援事業所	34	

②民生委員、児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

４　アンケート調査の概要

（１）実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障がい者福祉施策とともに、障がい福祉サービスなどの事業運営を検討するための基礎資料として、障がい福祉サービスを利用されている方のご意見をお聴かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

○ 調査対象：町内在住で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（無作為抽出）

○ 調査期間：令和２年２月３日～令和２年３月 31 日

○ 調査方法：郵送配布・郵送回収

○ 配布・回収

	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者	60	56	53	89%
知的障がい者	45	40	35	78%
精神障がい者	12	6	6	50%

（２）身体障がい者アンケート調査結果概要

①保護者の困っていることや悩み（乳幼児期の方が対象）

乳幼児期の子どもがいる保護者の困っていることや悩みについては、「子どもの心身の発達」や「子ども同士の関わり」が挙げられています。

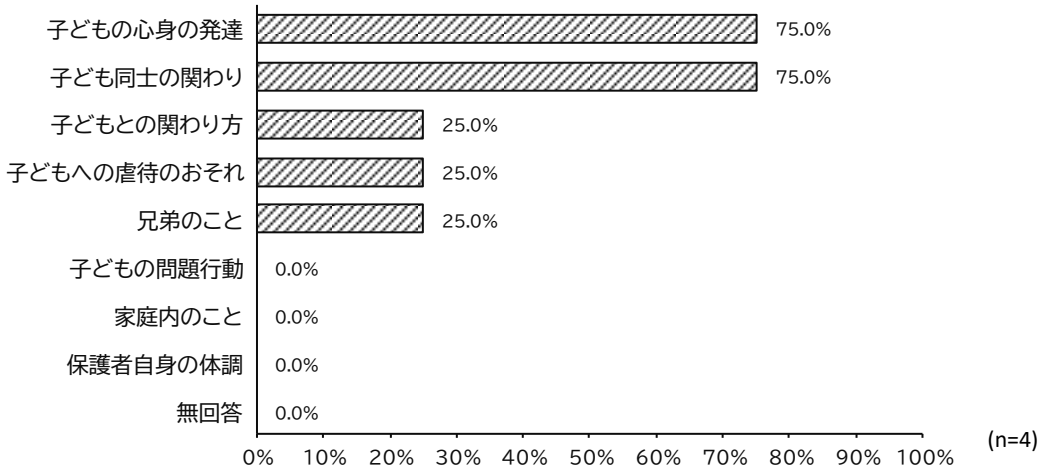

②保護者の困っていることや心配な事の相談先（乳幼児期の方が対象）

乳幼児期の子どもがいる保護者の困っていることや心配な事の相談先については、「幼稚園・保育所」、「児童発達支援センター等」、「医療機関」、や「家族・親類」が挙げられています。

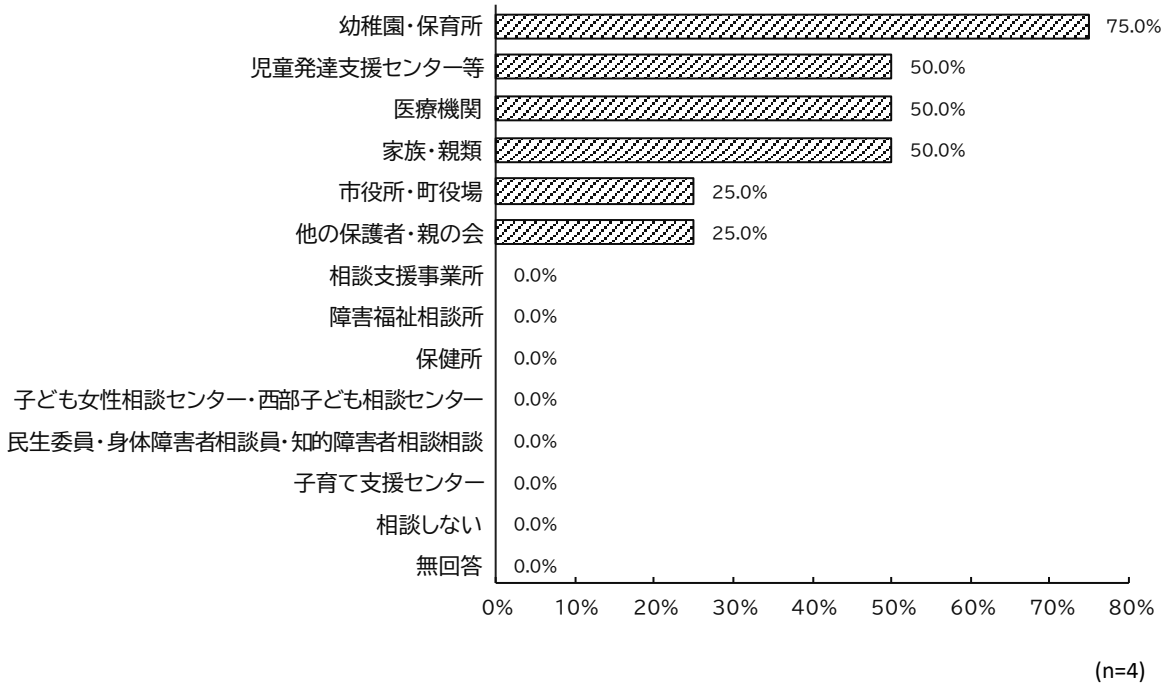

③生活するうえで困っていることや悩み（学校を卒業されている方が対象）

生活するうえで困っていることや悩みについては、無回答を除くと、「自分の老後に関すること」が 45.2%で最も高く、次いで「生活費などの経済的なこと」、「買い物、通院などの外出」が 29.0%となっています。

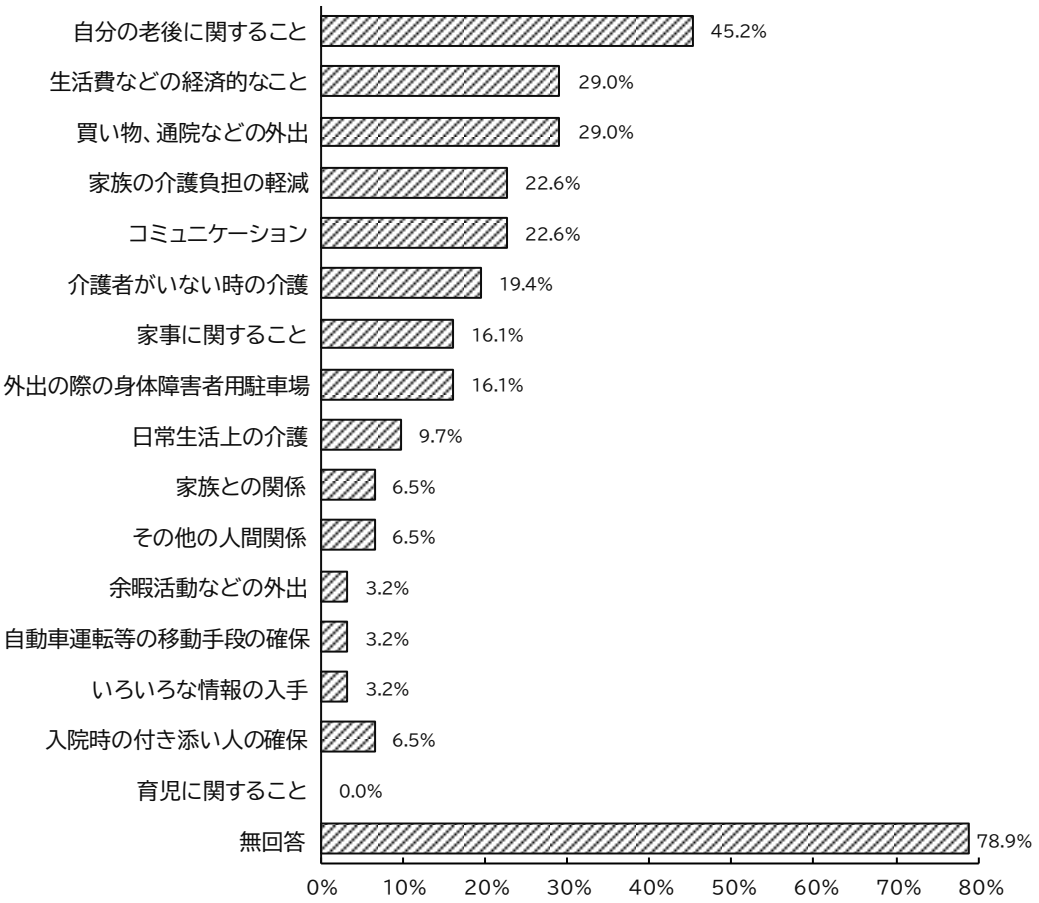

(n=46)

④仕事をするうえで困ったり、つらいこと（学校を卒業されている方が対象）

仕事をするうえで困ったり、つらいことについては、無回答を除くと、「職場の人間関係がつらい」が 35.0%で最も高く、次いで「障害に対する職場の理解がない」が 25.0%となっています。

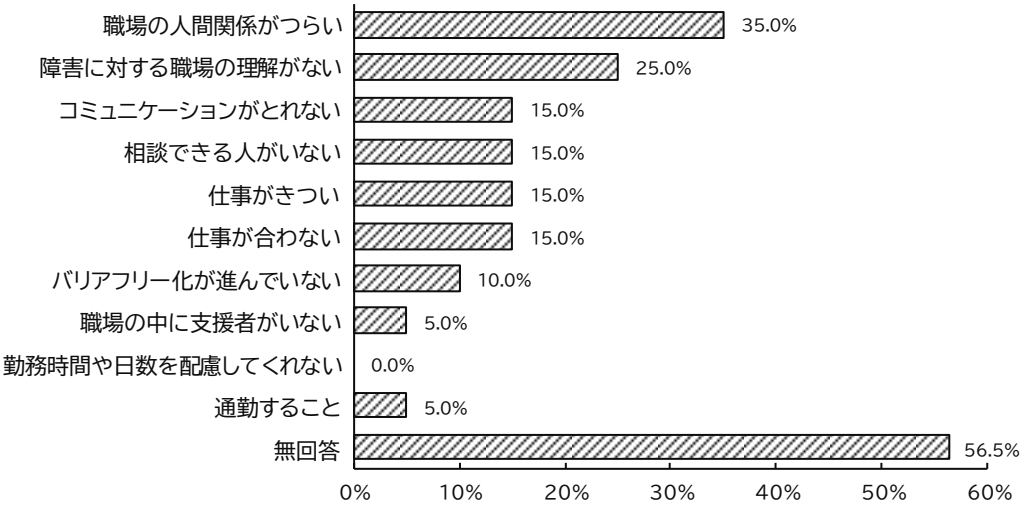

(n=46)

⑤外出にあたって感じている不便

外出にあたって感じている不便については、無回答を除くと、「障害者用駐車場がなかったり、あっても不適切に利用されている」が 29.2%で最も高く、次いで「人々の理解が不足している」及び「危険回避について不安がある」が 25.0%となっています。

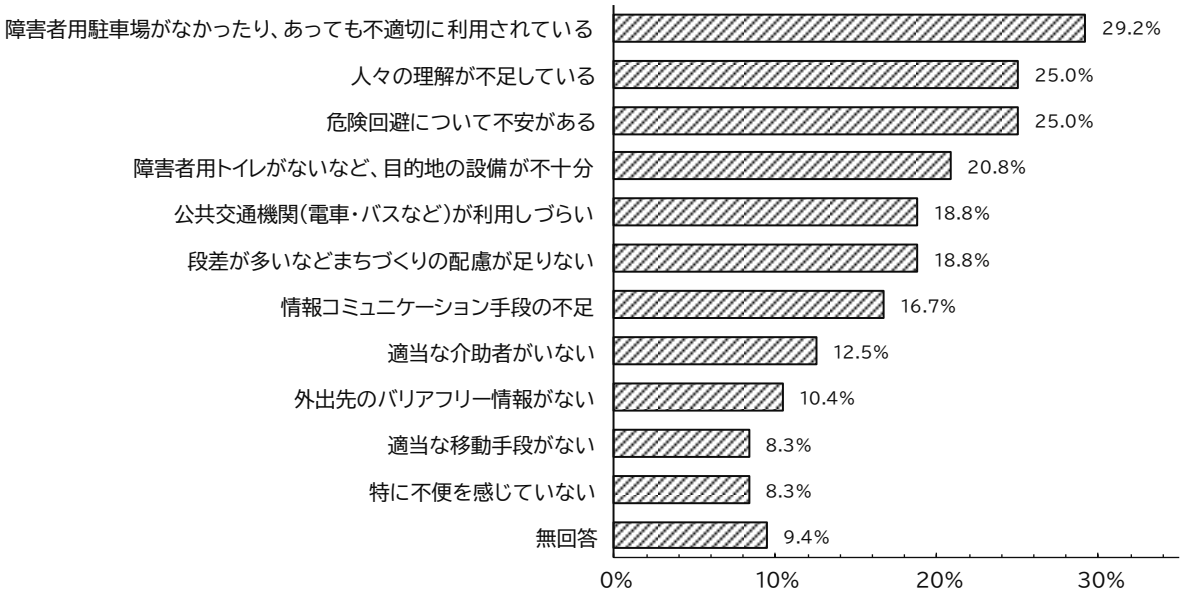

(n=46)

⑥障害福祉サービスの利用

現在利用している障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「居宅介護」が23.8%で最も高く、次いで「短期入所」「就労継続支援B型」が 19.0%となっています。

今後、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「療養介護」28.0%で最も高く、次いで「自立生活援助」「生活介護」が 19.0%となっています。

現在利用しているサービスから、今後、利用したいサービスの割合が増えているのは、「療養介護」が 23.2 ポイントと最も大きく、次いで「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」及び「就労定着支援」が 16.0 ポイントとなっています。

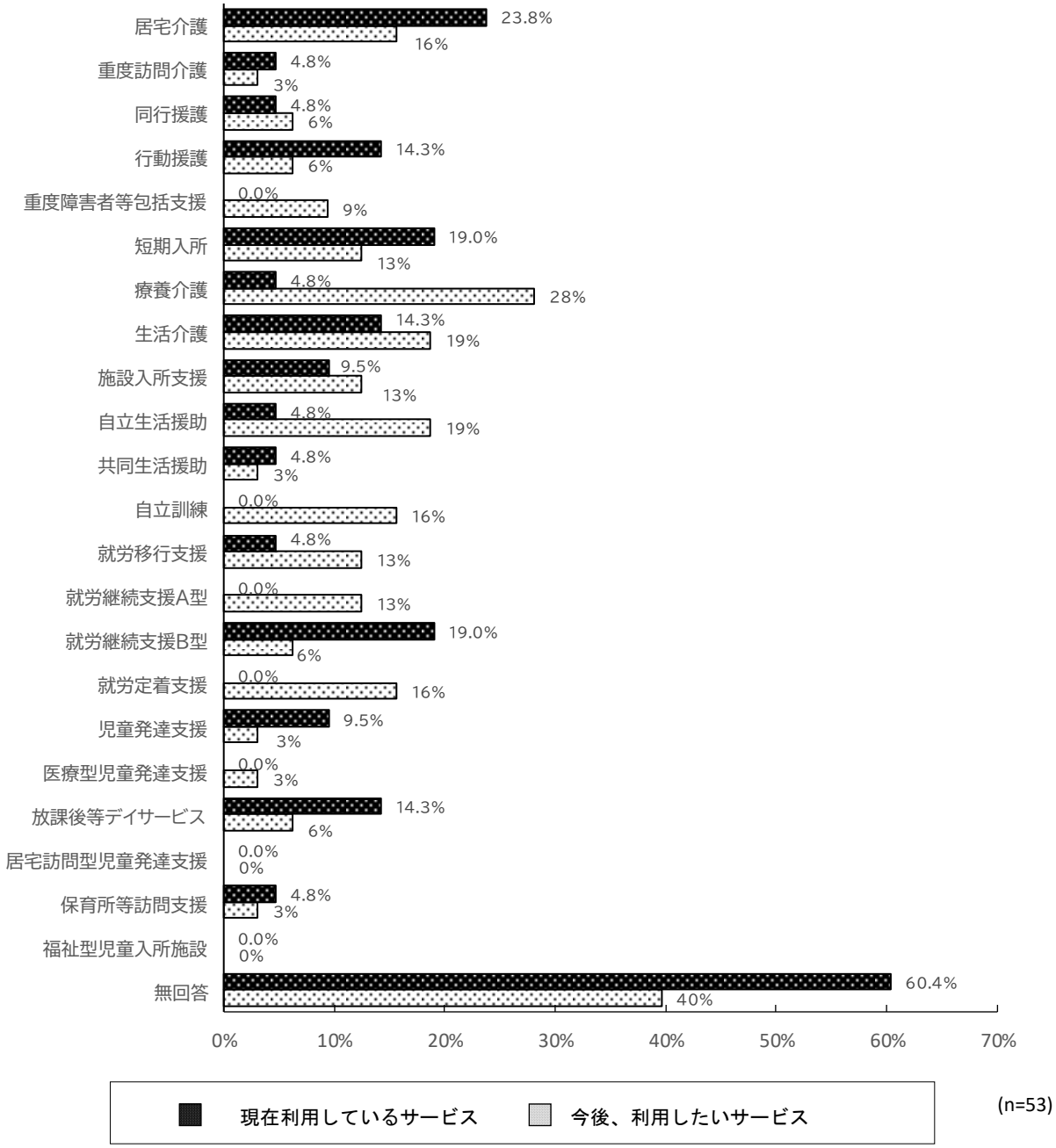

(n=53)

⑦地域生活支援事業の利用

現在利用している地域生活支援事業については、無回答を除くと、「移動支援」が 38%で最も高く、次いで「日中一時支援」及び「相談支援(計画相談、地域相談、障害児相談)」が 33.0%となっています。

今後、利用したい地域生活支援事業については、無回答を除くと、「相談支援(計画相談、地域相談、障害児相談)」が 45.5%で最も高く、次いで「移動支援事業」が 27.3%となっています。

現在利用しているサービスから、今後、利用したいサービスの割合が増えているのは、「相談支援(計画相談、地域相談、障害児相談)」が 12.5 ポイントで最も大きく、次いで「意思疎通支援」が 5.2 ポイントとなっています。

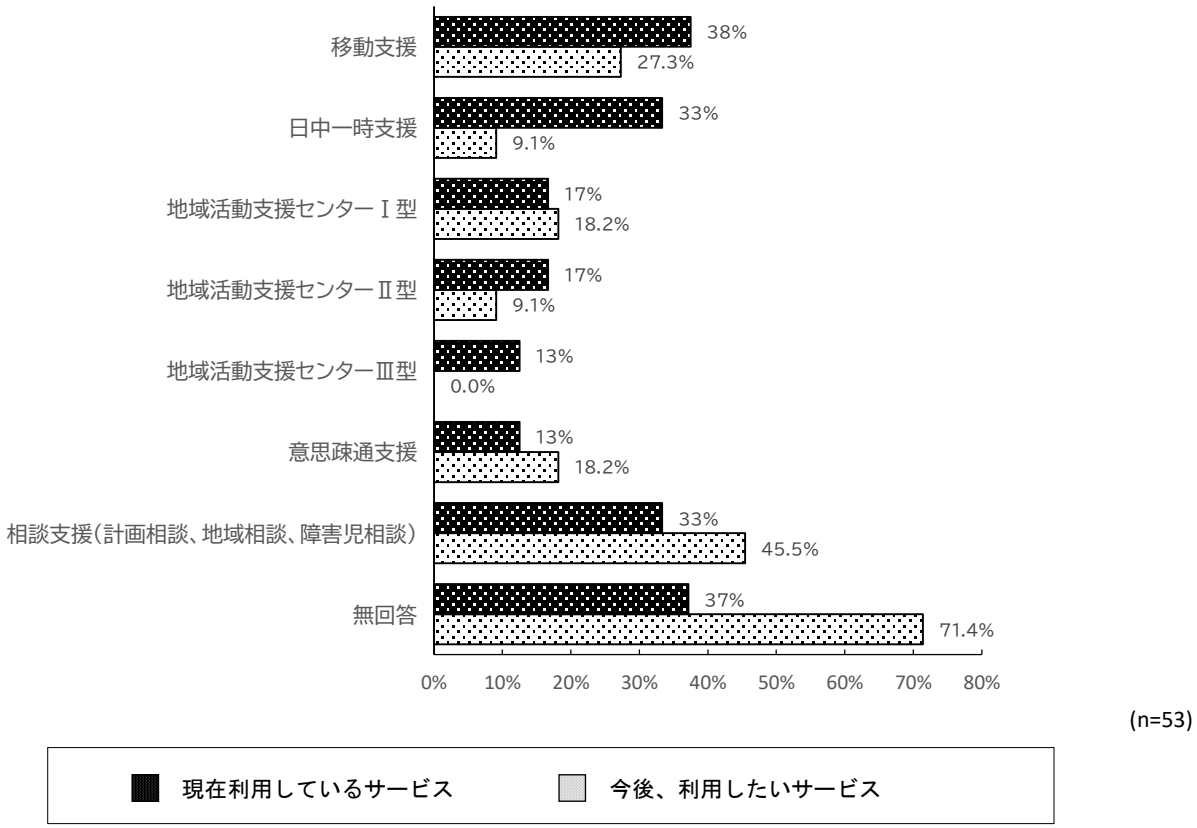

⑧サービスを利用するうえで困っていること

サービスを利用するうえで困っていることについては、無回答を除くと、「サービスの内容がわからない」が 42.9%で最も高く、次いで「サービスの情報が少ない」が 36.7%となっています。

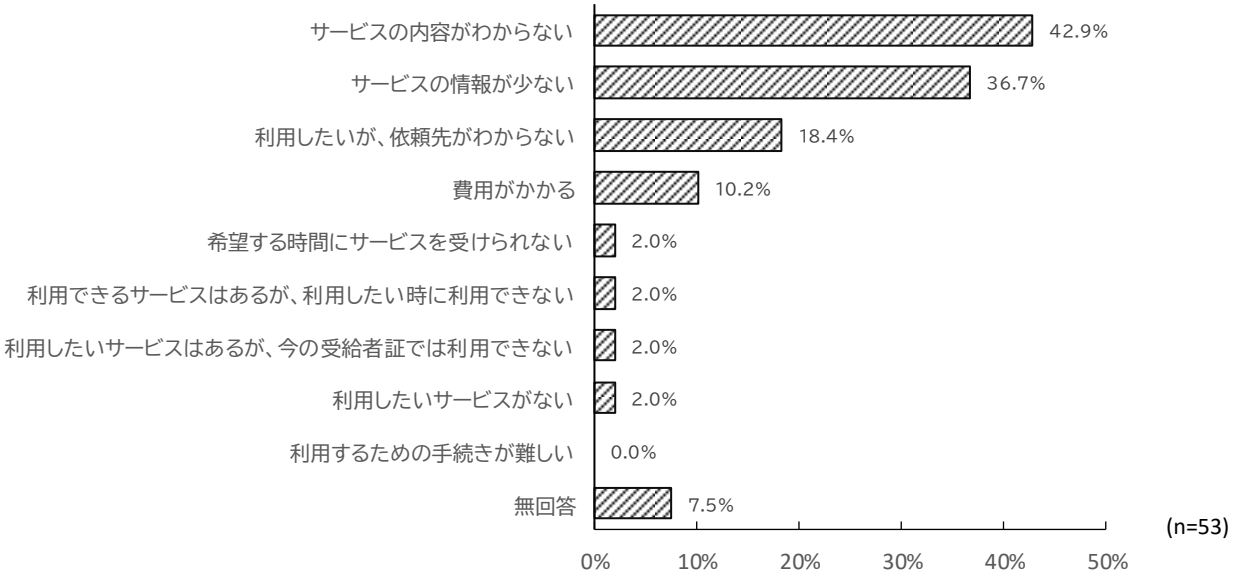

⑨障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るか

障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るかについては無回答を除くと「市役所や町役場(広報誌、相談窓口)」が 61.7%で最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人」が 46.8%となっています。

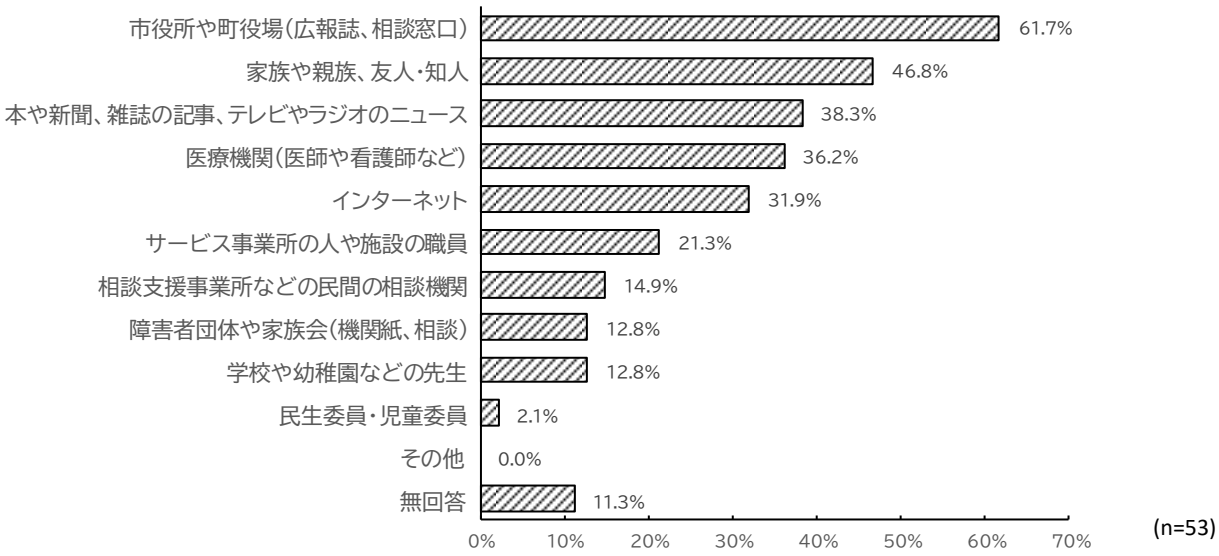

（３）知的障がい者アンケート調査結果概要

①保護者の困っていることや悩み（乳幼児期の方が対象）

乳幼児期の子どもがいる保護者の困っていることや悩みについては､｢子どもの心身の発達」や「子どもの問題行動」が挙げられています。

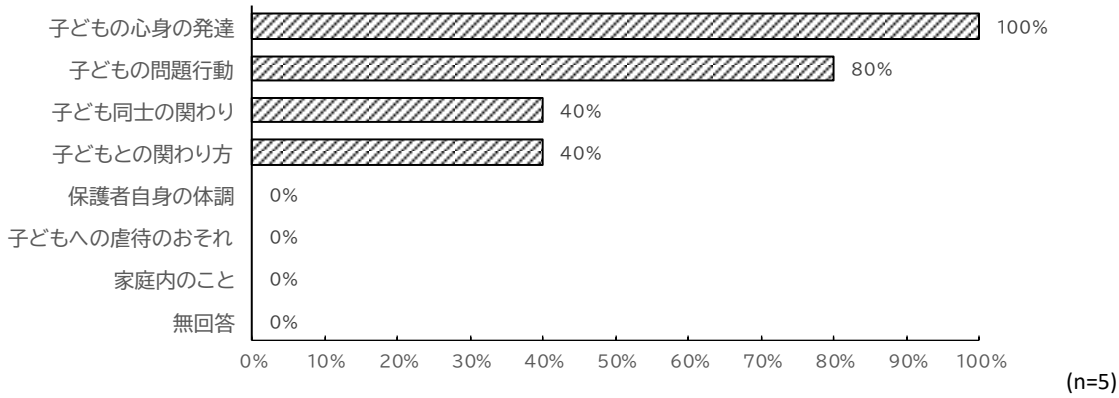

②保護者の困っていることや心配な事の相談先（乳幼児期の方が対象）

乳幼児期の子どもがいる保護者の困っていることや心配な事の相談先については、「幼稚園・保育所」や「市役所・町役場」、「児童発達支援センター」、「家族・親類」、「医療機関」、「他の保護者・親の会」が挙げられています。

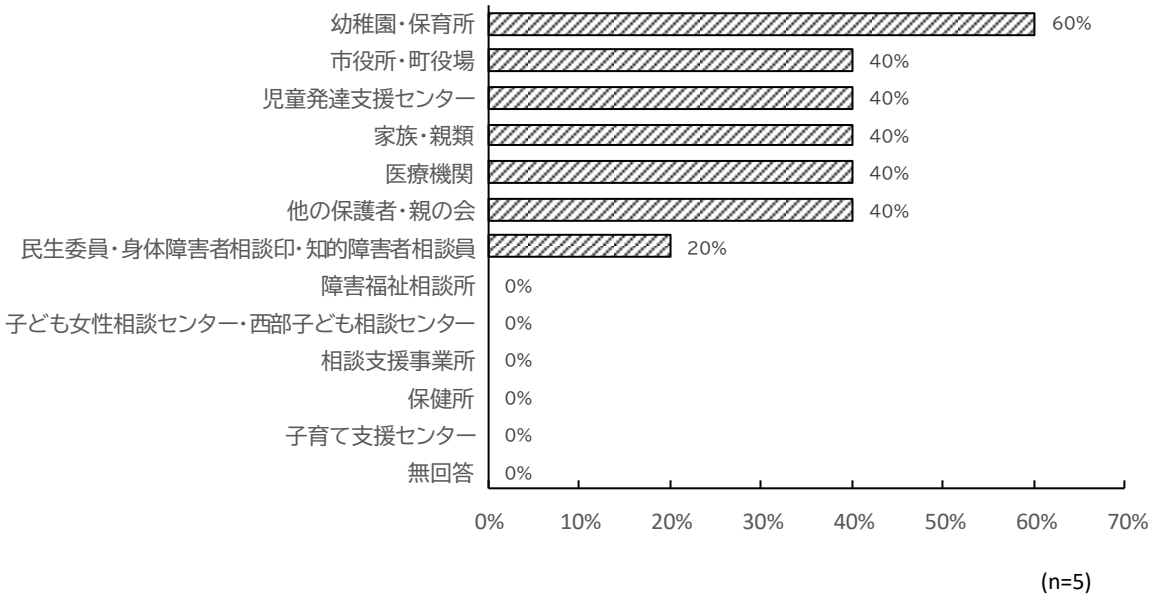

③生活するうえで困っていることや悩み（学校を卒業されている方が対象）

生活するうえで困っていることや悩みについては、無回答を除くと、「手紙やいろいろな書類が届いてもわからない」が 40.0%で最も高く、次いで「役所や銀行で、どの紙に何を書くのかわからない」が 31.4%となっています。

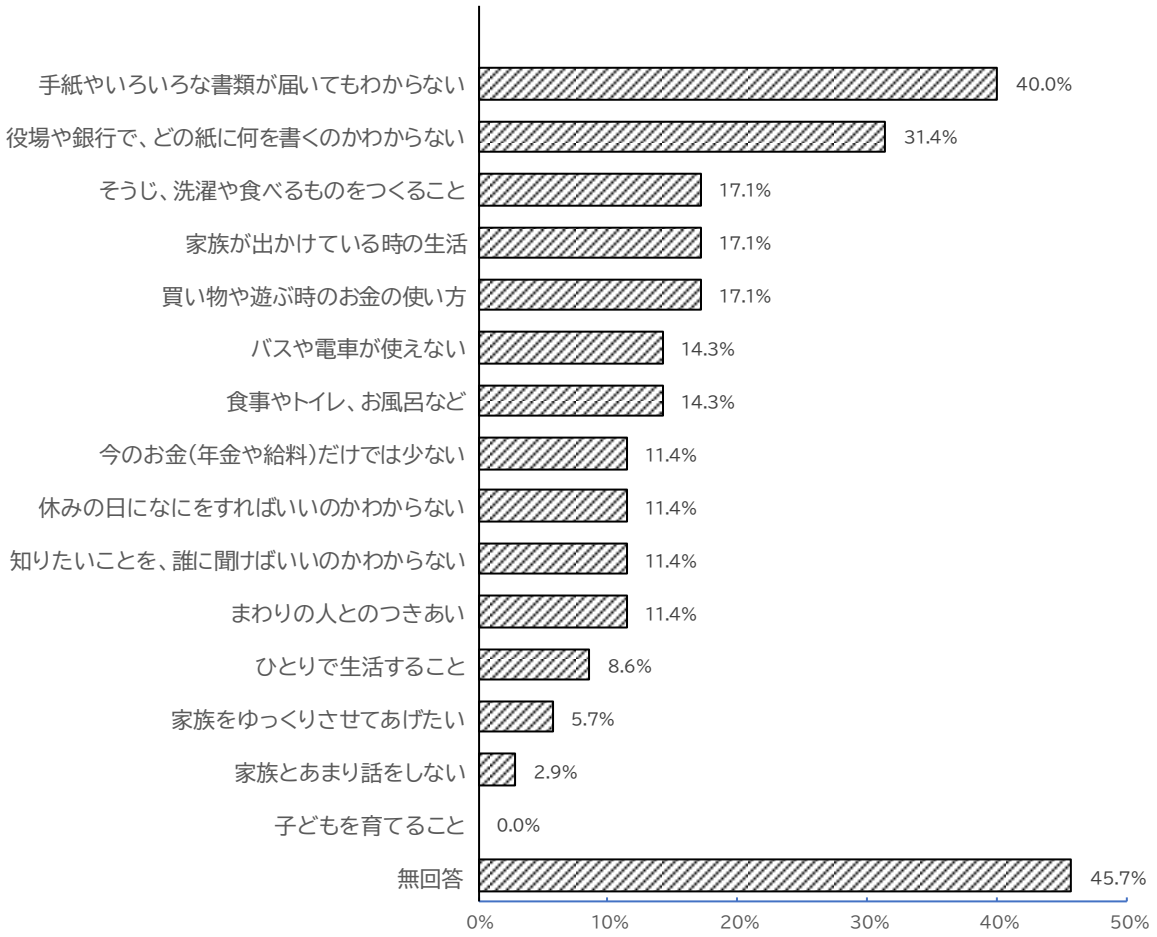

(n=35)

③障害福祉サービスの利用

現在、利用している障害福祉サービスについては、設問を二つに分けて集計したところ、無回答を除き、「就労継続支援Ａ型」「就労継続支援 B 型」が 40.9%で最も高く、次いで「放課後等デイサービス」「短期入所」が 39.3%となっています。

これから、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「短期入所(ショートステイ)」が 75.0%で最も高く、次いで「就労継続支援Ｂ型」が 52.4%となっています。

現在利用しているサービスから、今後、利用したいサービスの割合が増えているのは、「短期入所（ショートステイ)」が 35.7 ポイントで最も大きく、次いで「行動援護」が 25.7 ポイントとなっています。

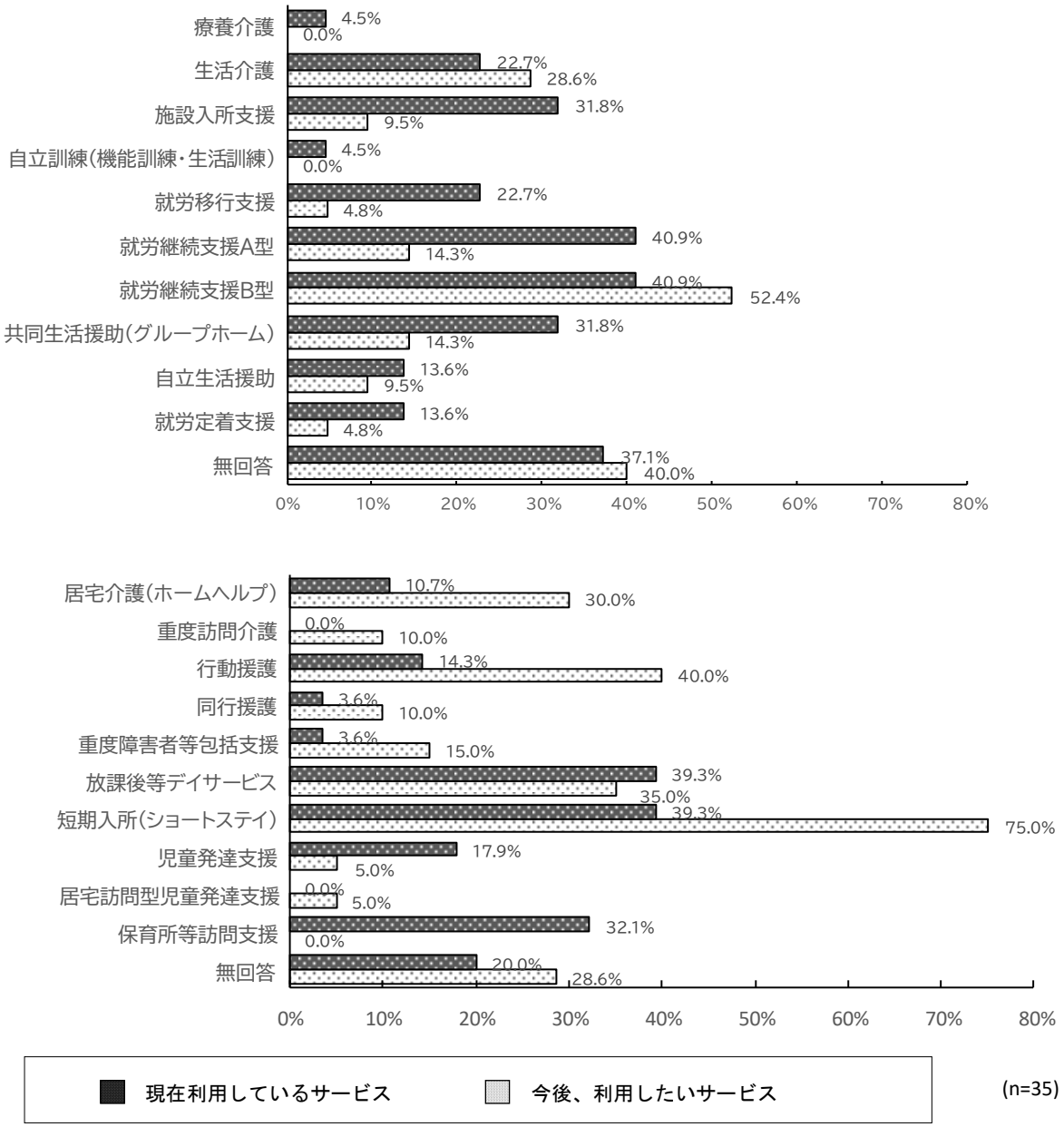

④地域生活支援事業の利用

現在利用している地域生活支援事業については、無回答を除くと、「相談支援（計画相談、地域相談、障害児相談）」が 76.0%で最も高く、次いで「移動支援事業」が 32.0%となっています。

今後、利用したい地域生活支援事業については、無回答を除くと、「移動支援事業」が 62.5%で最も高く、次いで「日中一時支援」が 58.3%となっています。

今、利用しているサービスから、これから、利用したいサービスの割合が増えているのは、「地域活動支援センターⅢ型」が 50.0 ポイントで最も大きく、次いで「日中一時支援」が 42.3 ポイントとなっています。

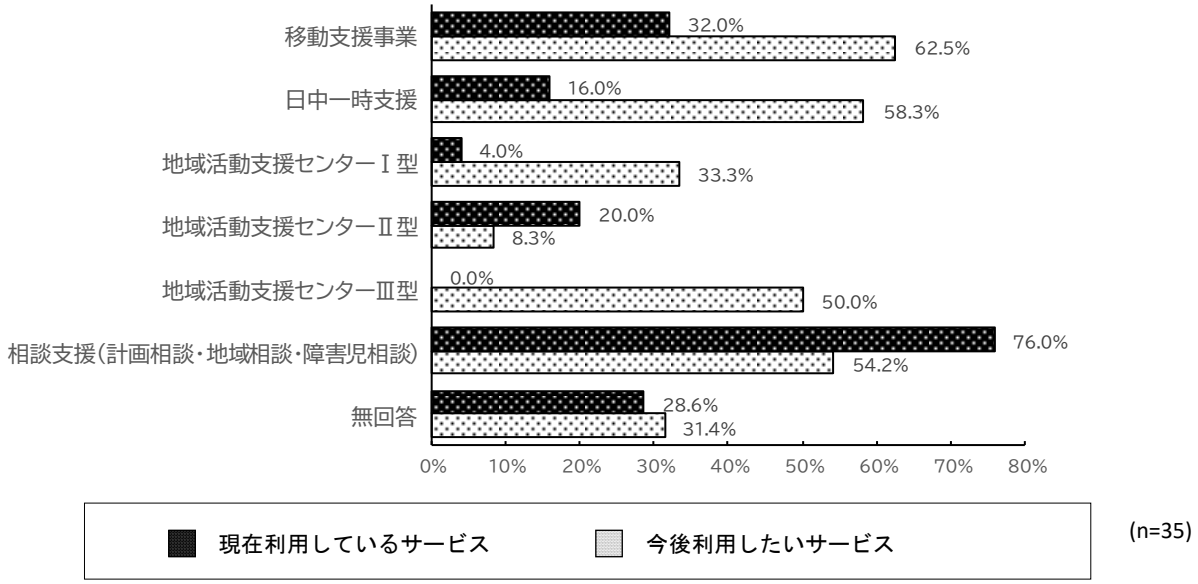

(n=35)

⑤サービスを利用するときに困っていること

サービスを利用するときに困っていることについては、無回答を除くと、「サービスの情報が少ない」が 42.9%で最も高く、次いで「利用できるサービスがあっても、利用したい時に利用できない」が 39.3%となっています。

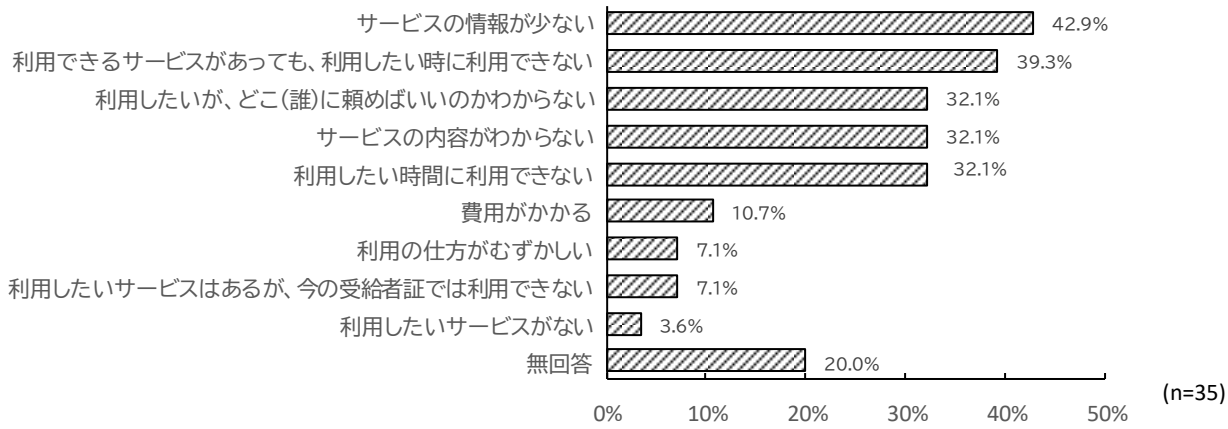

⑥障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るか

障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知るかについては、市役所や町役場(広報誌、相談窓口)が 59.4%で最も高く、次いで相談支援事業所などの民間の相談機関が 46.9%となっています。

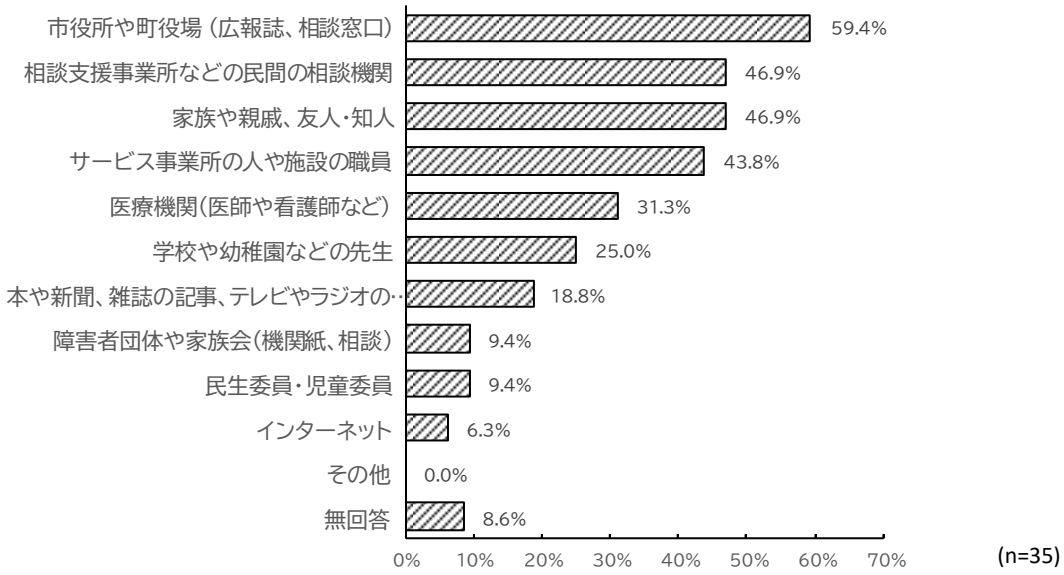

（４）精神障がい者アンケート調査結果概要

①地域で生活するうえで、必要だと思うもの

地域で生活するうえで、必要だと思うものについては、「就労するための職業訓練や、職場開拓のサービス」「同じ仲間が集まれる憩いの家のような所」「年金などの経済的な援助」及び「一緒に生活することができるパートナーの存在」が 50.0%で最も高く、次いで「いつでも（夜間・休日も）相談できるところ」「夜間・休日に対応してくれる精神科救急医療施設」「保健師や医療機関の医師、看護師等による家庭訪問」「病気や薬についての学習会」「家族の入院や、自分が不安定な時に短期間宿泊できる施設」「日常生活(掃除、洗濯、料理等)を手伝ってくれるサービス」が 25.0%となっています。

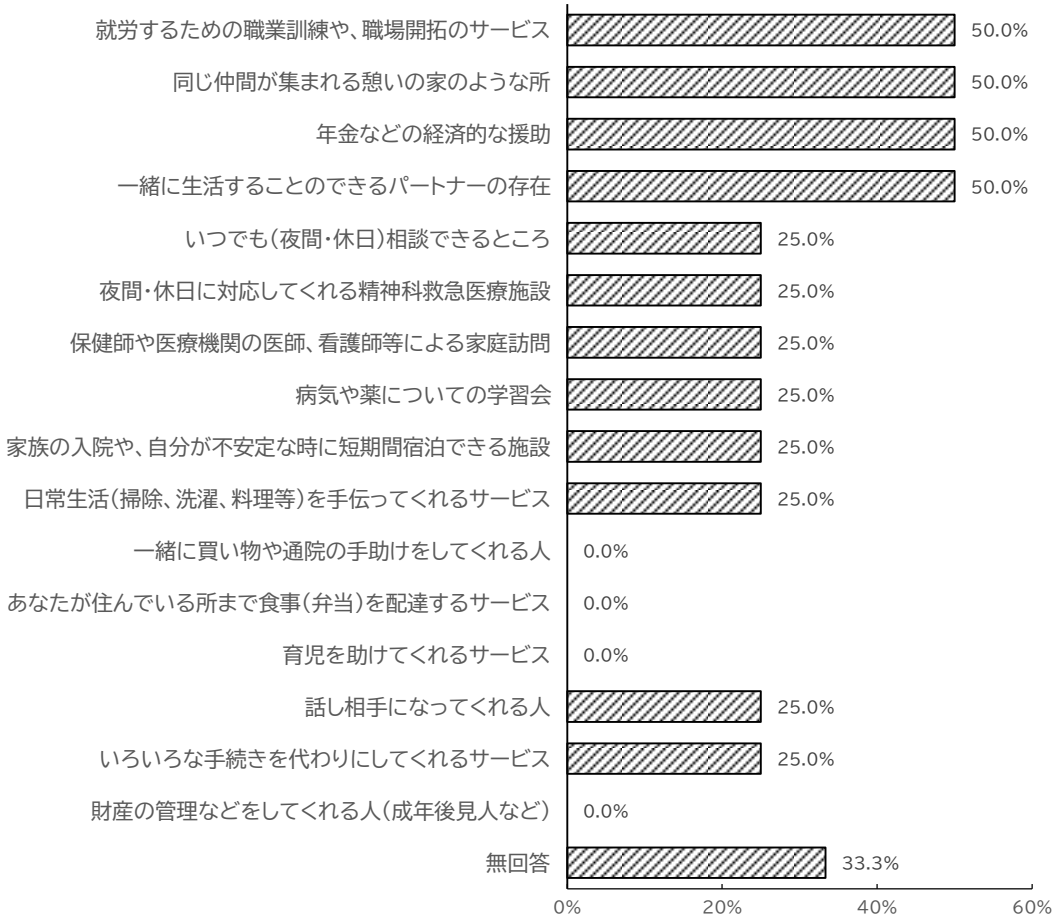

(n=6)

②障害福祉サービスの利用

現在利用している障害福祉サービスについては、「就労継続支援 B 型」が100.0%で最も高く、次いで「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」が 40.0%となっています。

今後、利用したい障害福祉サービスについては、無回答を除くと、「就労移行支援」が 75.0%で最も高く、次いで「就労継続支援Ａ型」が 50.0%となっています。

現在利用しているサービスから、今後、利用したいサービスの割合が増えているものは「相談支援(計画相談、地域相談)」で５ポイントでした。

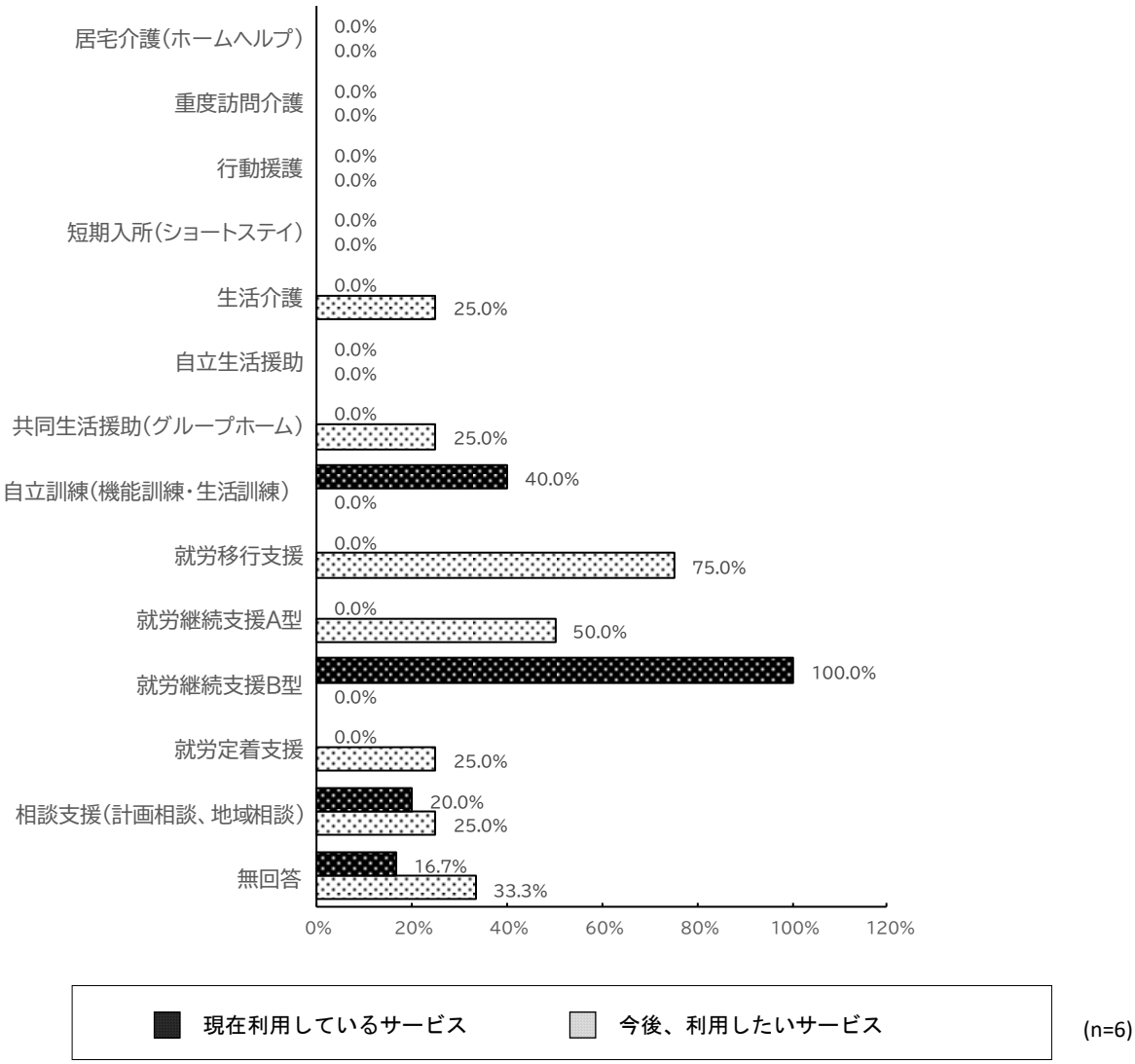

(n=6)

③地域生活支援事業の利用

現在利用している地域生活支援事業については、「移動支援事業」が 16.7%で最も高く今後、利用したい地域生活支援事業については、無回答を除くと、「地域活動支援センターⅡ型」が 33.3%となっています。

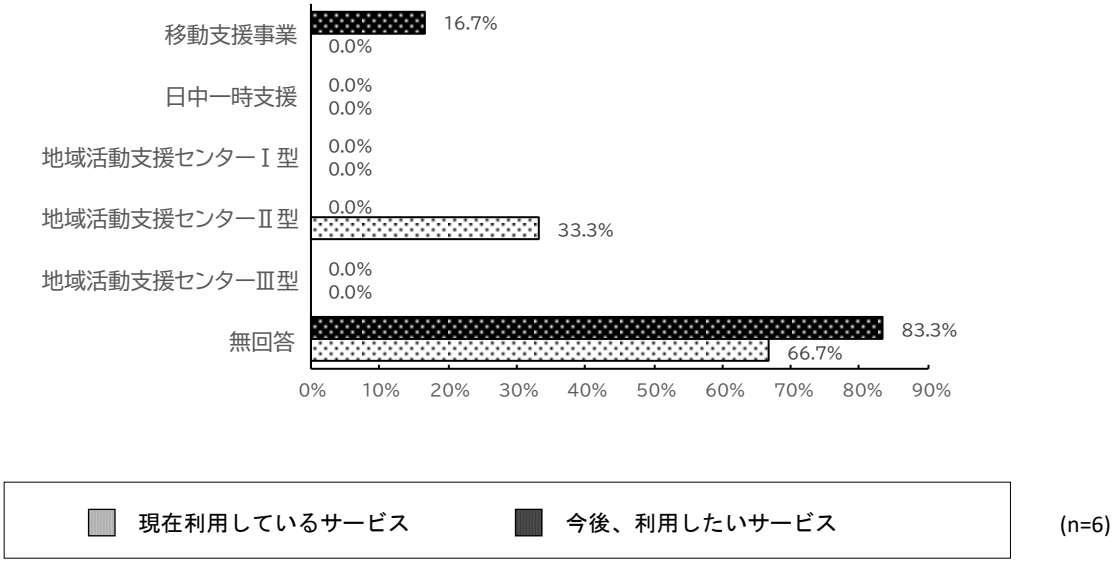

(n=6)

④サービスを利用するときに困っていること

サービスを利用するときに困っていることについては、無回答を除くと、「利用したいサービスはあるが、今の受給者証では利用できない」が 50.0%で最も高く、次いで「サービスの情報が少ない」「利用するための手続きが難しい」「希望する時間にサービスを受けられない」が 25.0%となっています。

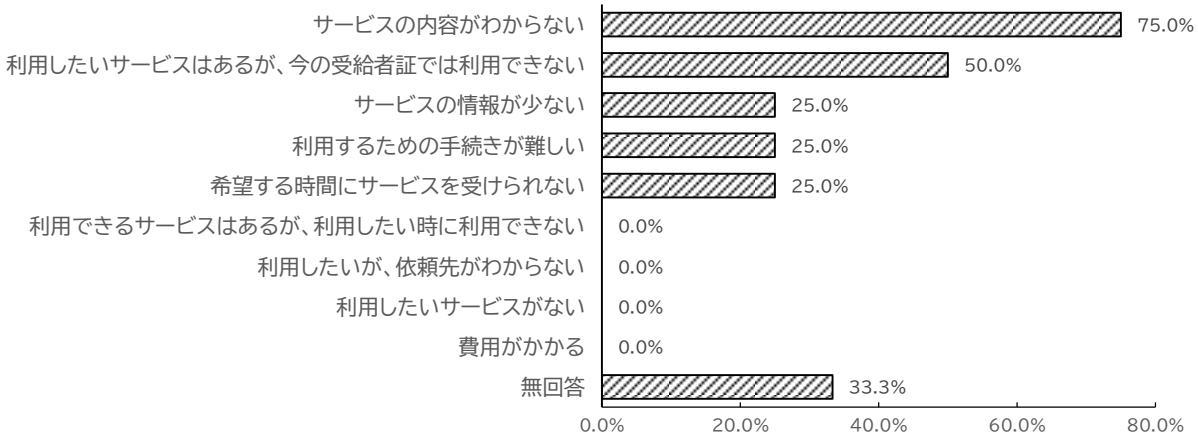

(n=6)

（５）集計結果から見える課題

◆課題　乳幼児期の子どものいる保護者の困っていることや相談先について

乳幼児期の子どものいる保護者の困っていることや悩みについては、身体障がい児及び知的障がい児ともに、「子どもの心身の発達」が挙げられており、次いで知的障がい児では「子どもの問題行動」、身体障がい児では「子ども同士の関わり」が挙げられています。また、こうしたことの相談先としては、「幼稚園・保育所」が多く、次いで、「児童発達支援センター等」「医療機関」「家族・親類」「市役所・町役場」「他の保護者・親の会」なども挙げられています。保護者の方の悩みや不安に寄り添えるよう、関係機関同士の連携や相談しやすい体制づくりの強化を進めていく必要があります。

◆課題　生活するうえで困っていることやサービスの利用について

生活するうえで困っていることや悩みについては、身体障がい者では「自分の老後に関すること」が最も多く、次いで「生活費などの経済的なこと」「買い物、通院などの外出」が多く挙げられており、知的障がい者では「手紙やいろいろな書類が届いてもわからない」が最も多く、次いで「役場や銀行で、どの紙に何を書くのわからない」が多く挙げられています。またサービスを利用する上で困っていることについては、どの障がいの方でも「サービスの内容がわからない」「サービスの情報が少ない」が挙げられています。

また、サービスの利用については、身体障がい者では「居宅介護」「短期入所」「就労継続支援Ｂ型」「移動支援」「日中一時支援」の利用が多く、今後利用したいサービスでは「療養介護」「生活介護」「自立生活援助」が多く挙げられています。知的障がい者(児)では「就労継続支援Ａ型」「就労継続支援Ｂ型」「短期入所」「放課後等デイサービス」の利用が多く、今後利用したいサービスでは「短期入所」が特に多く挙げられており、次いで「移動支援事業」「日中一時支援事業」が挙げられています。精神障がい者では「就労継続支援Ｂ型」を利用している方が特に多く、次いで「自立訓練(機能訓練)(生活訓練)」が多く挙げられています。今後利用したいサービスでは「就労移行支援」が最も多く挙げられており、次いで「就労継続支援Ａ型」が挙げられています。

これらのことから障がいの種別によって利用が多いサービスや今後利用したいサービスが違っていることが伺えます。地域で生活を営んでいく上でその人を支えるために必要な支援やニーズについて把握し、その人らしい生活が送れるよう努めていく必要があります。また、日常生活のことやサービス等の相談については障がいの特性を踏まえ、十分理解できるよう丁寧に行う必要があります。

◆課題　地域で暮らしていくうえでの障がいについて

仕事をするうえで困ったり、つらいこと（身体障がい者）では、「職場の人間関係がつらい」や「障がいに対する職場の理解がない」が多く挙げられ、外出にあたって感じている不便（身体障がい者）についても、「障害者用駐車場がなかったり、あっても不適切に利用されている」「人々の理解が不足している」「危機回避について不安がある」が上位となっています。今後も、理解啓発、交流活動を行っていくことで、障がいのある人もない人も共に地域で暮らしていくため、より一層の理解が得られるようにしていく必要があります。

また、外出にあたっては「障害者用のトイレがないなど、目的の設備が不十分」や「公共交通機関(電車・バスなど)が利用しづらい」「段差が多いなどまちづくりの配慮が足りない」などの不便も感じており、今後は引き続きバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを行っていく必要があります。

第３章　基本的な考え方

１　基本理念

『障がい者がその人らしく、地域で共生できるまちへ』

三木町は、「個性と共生」をキーワードに、全ての人がその人らしくいつまでもその地域で安心して暮らせる三木町らしいまちづくりを推進していきます。

２　基本目標

基本目標１　支え合う町民意識の醸成

障がいを理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として、誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障がいのある人の地域社会での生活を妨げていることもあります。

障がい者が地域で暮らしていくうえで生じる社会的な障壁を取り除くため、障がいに対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障がいがある人もない人もお互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、地域でともに生きるまちづくりを推進していきます。

基本目標２　地域での生活を支援する体制づくり

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じた支援体制の充実とともに、障がい者個々のニーズに応じた福祉サービスの提供が可能となるようにしていくことが必要です。

サービス選択の前提となる相談・情報提供をはじめ、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、福祉サービスを更に充実させていくとともに、保健・福祉・医療等の連携による、継続的なサービスを提供していきます。

基本目標３　社会活動への支援

障がいのある人が地域社会で生活を送るうえで、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、ノーマライゼーションの実現の大前提であり、自己実現を図るうえでも、極めて大きな意義があります。また、社会活動へ参加することは、地域で生きがいを持って暮らしていくことにもつながっていきます。

このため、関連機関とのネットワークを強化し、就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援などを充実させ、総合的な就労支援体制を構築していきます。さらに、発達に遅れや障がいのある子どもの将来も見据えた支援ができるよう検討していきます。

また、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいづくりの活動への参加機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進させていきます。

基本目標４　教育環境の充実・障がい児支援の充実

学校や社会における教育は、将来、障がい者が共生する地域社会の実現を図るうえでとても重要な役割を果たしています。近年では、学習障がいや注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等への関心も高まっており、児童の心身の状態や個性に応じた幅の広い対応が求められています。発達に遅れや障がいのある子どもの健やかな育成のために、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策と整合をとりながら整備を進めます。

一人ひとりの特性に応じた教育の場と学習の機会が平等に提供されるよう、生涯にわたる学習機会を充実させていくとともに、教育環境の整備・充実に努めていきます。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援が可能となるよう保健・保育・教育・福祉等各分野の関係機関が連携を図り、支援体制を一層充実させることで、地域社会への参加包容の推進を図っていきます。

基本目標５　誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

誰もが地域社会で共生できる生活を送り、積極的に社会参加していくためには、道路、建物、公共交通機関等を、積極的にバリアフリー化していく必要があります。

また、災害時における障がいのある人の安全確保を図るために、緊急時や災害に備えた体制を点検・整備していく必要がありますが、地域には公的なサービスだけでは対応しきれない課題も多くあるため、地域での相互援助活動や住民活動（インフォーマル・サービス）など、地域での支援体制を整えていく必要があります。

今後のまちづくりを進めるにあたっては、利用する人の声を聞き、『誰もが暮らしやすい』ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

３　障がい児・者について

本プラン内での「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第２条第１項第１号）とします。

また、「障がい児」とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」（児童福祉法第４条第２項）とします。

第４章　施策の展開

１　支え合う町民意識の醸成

（１）啓発活動の推進

自分に関わる施策に対し意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、地域社会で生活を営む点からも、施策を実施していくうえでも不可欠な要素です。このため、イベント等でアンケートを実施し、その結果を踏まえて、障がい者が自発的な活動ができるように支援したり、障がいのある人の声をさまざまな形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。また、保育所等に専門知識を持った人を派遣し、障がい者についての理解を深めてもらう活動も行っています。

障がいのある人やその家族が運営している各種団体の活動は、地域社会における共生の実現を進めるうえでさまざまな役割を担っています。今後もこれらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。また、高松圏域自立支援協議会とも連携し、ピアサポート活動等、当事者の方々の活動支援を継続して行っていきます。

十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する仕組みが必要です。より身近な地域の相談の場として成年後見制度利用促進における中核機関の設置を目指した検討を行い、制度の幅広い啓発や、利用を支援する体制づくりを行っていくことで虐待防止を含めた権利擁護体制を充実させます。

施　策	施策説明
広報・啓発活動の推進	住民一人ひとりへノーマライゼーションの理念の普及を図るため、広報等により、障がいに関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
個別の障がい理解研修等の実施	保育所等で、障がい特性（精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、視覚障がい、聴覚障がい、重症心身障がい児、難病など）の分かりやすい解説を行う等により、保育所等の職員・保護者等に対して障がい児（者）等に対する理解を深めます。18 歳以上の障がい者が集団生活を営む場での事業実施が必要であれば、その実施について検討します。
障がい者団体、家族会等への支援	障がい者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障がいのある人の自立を促進します。また、ピアサポート活動の支援やピアサポーターの活用などに積極的に取り組んでいきます
虐待の防止及び早期発見の推進	関係機関との連携のもと、障がいのある人や児童及び高齢者等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。
広聴活動の充実	障がいのある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。相談支援体制を充実していく中で、広聴活動の充実を図ります。
権利擁護の推進	意思表示の困難な障がいのある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や、各専門職団体など権利擁護機関と緊密な連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。

施　策	施策説明
成年後見制度利用支援事業の充実	判断能力の十分でない障がいのある人や認知症の高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。また、権利擁護についての身近な相談場所である成年後見制度利用促進における中核機関の設置に向けて検討を行っていきます。
苦情解決体制の充実	福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、福祉事業者が福祉サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促し、苦情解決体制の充実を図ります。

（２）相互理解と交流の促進

障がいがある人もない人も共に地域で暮らしていくため、交流活動などによって、より一層の理解を得られるようにしていくことが課題として挙げられていますが、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」をめざすには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある人のことを理解し、行動していくことが不可欠です。そこで、イベントに障がい者団体にも参加してもらい、アンケートを障がい者自ら、配布回収して、交流を図っています。また、防災センターのカフェやサンサン館みきのサンカフェの接客、パンの販売等の運営を障がい者就労施設が行うなど、町民との交流の場に参画することで、障がい者理解の促進につながっています。

今後も引き続き、障がいのあるなしに関わらず、一緒に活動し、一緒に時間を過ごすことがあたりまえとなるよう、学校や職場、地域など日常的な生活の場で共に過ごす機会を増やしていきます。また、施設を限られた人が利用する場としてではなく、広く社会に開かれた、地域の貴重な資源の一つとなるよう、地域に浸透させていく活動を支援します。

施　策	施策説明
障がい者交流事業等（参加型啓発事業）の充実	子どもから高齢者、障がいのある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験等を通してお互いの理解を深めることを目的とした機会や場の提供を推進します。
交流及び共同学習の推進	障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むとともに各教科のねらいの達成を目的とする交流及び共同学習を推進します。
地域施設交流事業の促進	施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。
職員に対する研修の実施	職員研修等において、障がい者福祉に関する内容を取り上げ、職員が障がい者福祉について理解を深めるよう努めます。

（３）相互援助活動の促進

福祉の向上は、福祉制度の充実だけではなく、ボランティアやＮＰＯ活動をはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。本町では、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成や活動支援、ボランティア関連情報の提供や活動紹介に努めます。社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、町内会等と連携し、障がいのある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成や地域支援ネットワークの構築に努めます。また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及啓発と確保を行うとともに、必要な人への紹介を行ってきました。さらに民間福祉団体の活動の場として、公民館等の地域施設の有効活用に努め、学校行事への住民の参加を呼びかけ、交流を深めます。

これらの地域におけるさまざまな取組みの成果から、障がいのある人に対する理解は徐々に進んではいますが、ノーマライゼーションの浸透状況は決して十分とはいえません。

今後も社会福祉協議会や各種団体との連携を深め、さまざまな機会と手段を利用して、障がいのある人や障がいについての認識や理解をより一層深め、全ての人が共に支え合い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、福祉ボランティアの育成や組織化等の支援に取り組む環境整備が求められています。また、社会福祉協議会などとの連携のもと、ボランティアの活動しやすい環境の整備に取り組んでいく必要があります。

施　策	施策説明
地域福祉エリアミーティング開催の支援	身近な地域において、地域住民、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間企業などの関係機関が一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等が行えるよう支援します。
地域福祉サポートシステムの構築	地域で抱える課題のうち、地域の住民や組織だけでは解決困難な事案について、町と社会福祉協議会が地域と協力して改善を図れるよう、地域、町、社会福祉協議会を結ぶ仕組みを構築します。
コミュニティーソーシャルワーカーの育成	生活課題を抱えた障がいのある人などを支えるためのシステムは、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人材が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。
ボランティア活動普及推進事業の充実	障がいのある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。
ボランティアセンターの充実	ボランティアセンターにおける、ボランティア活動を支援します。

２　地域での生活を支援する体制づくり

（１）情報提供・相談体制の充実

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利の一つであり、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切な方法で伝えることが大切です。

そのため、障がいによって情報の収集や利用などに大きな支障のある人に対しては、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り充実させていく必要があります。また、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。アンケート結果からも、サービスの情報が利用する側に十分な形で届いていないことが伺えるため、的確な情報提供や相談体制を充実させることなどにより、サービスを必要としている人が利用できるようにしていくことが課題として挙げられています。

今後は、ヘルプマーク及びヘルプカードを推進し、障がい者（手助けが必要な人）の「困った」「助けてほしい」と手助けができる人の「どう支援したらいいか分からない」をつなぐなど、障がいの状況に配慮したさまざまな情報提供方法を検討し、充実させていきます。

施　策	施策説明
広報活動の充実	広報誌等を通じて、障がいのある人へ配慮した広報活動に努めるとともに、ホームページを積極的に活用していきます。また、ヘルプマーク及びヘルプカードの周知に力を入れていきます。
視覚障がい者等への行政情報サービスの充実	行政情報の円滑な提供を図るため、相談支援専門員等と密な連携体制を保持し、サービス提供の充実を図ります。
電子媒体の活用	インターネットを活用し、障がいのある人への情報提供サービスの充実を図ります。また、ホームページを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。
精神保健相談の充実	精神保健に関する相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。
福祉分野の一次相談窓口の設置	福祉課題を抱える住民が気軽に相談でき、適切に対応できるよう、関係部門との連携強化を図ります。
相談支援体制の強化・充実	障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活の充実が図られる支援、ピアカウンセリング等の総合的な支援を図るとともに、さまざまなニーズに対応できるよう相談支援専門員の資質の向上に努めます。また、地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実・強化に努めます。
相談機能の充実	地域の気軽な相談窓口として、民生・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等による相談体制の充実を図ります。また、さまざまな分野の相談窓口との連携強化を行います。

（２）保健・医療サービスの充実

疾病や障がい等の早期発見、早期治療及び療育等によって障がいを軽減し、もてる可能性をできる限り伸ばすことが重要です。

そこで、障がいを予防し、早期発見するために、健康相談（生活習慣病予防など）を行い、保健師・栄養士に個別相談できる体制や、精神障がいを早期発見し、重症化を防ぐため、地域の精神科医に年４回無料相談できる体制をとっています。

また、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、特定健診・がん検診などの受診率を高めることで、生活習慣病などの疾病対策も行います。

今後は、障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化も予想される中で、全ての人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりの推進を一層充実させていきます。

さらに、障がいのある人が地域の中で、安心して生活を送るためには、適切な医療サービスを受けることが必要であることから、今後とも、保健・医療・福祉の連携により、障がいのある人が受診しやすい環境を整備していきます。

施　策	施策説明
乳幼児相談の充実	育児不安の解消及び母親同士の情報交換の場の提供により、乳幼児の健全な育成を図ります。
乳幼児健康診査の充実	３か月児、１歳６か月児、３歳児、５歳児に対して健康診査によって、療育等の必要性の早期発見・早期支援の提供を行い、乳幼児の健全な育成を図ります。
自立支援医療制度の推進（更生・育成・精神通院）	心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。
小児慢性特定疾患医療給付の推進	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため必要な医療の給付を行っていきます。
重度心身障がい者（児）医療費支給制度の推進	重度心身障がい者（児）の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行っていきます。
障がい者診療体制の整備促進	障がいのある人に身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健・医療・福祉のネットワークづくりに努め、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。また、精神科医による診療相談を実施します。

（３）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営み安心して自分らしく暮らしていくためには、その介護にあたる家族の負担を軽減することも含め、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、障がい特性及び生活実態に応じた障がい福祉サービスの適切な利用促進と、福祉の人材不足への対応をはじめとしたサービスの基盤整備が必要です。アンケート結果からも、必要とされているサービスの把握と、利用者の立場に立った情報提供の方法やサービスの充実と利用の拡大を図っていくことが課題として挙げられています。

また、障がい児に対する施策の強化と医療的ケア児等が地域において必要な支援を円滑に受けることができる体制整備を行っていくことが必要です。平成 31 年４月より、本町においても地域の障がい児支援の中核機関として、児童発達支援センターが設置されました。今後は、児童発達支援センターの機能強化や活用を積極的に行い、地域の障がい児等の発達支援のさらなる充実を図っていきます。

ニーズの変化や地域課題等の検討をすすめ、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、各種サービスの質と量を適切に確保していくことや利用者への情報提供、相談等、本人に寄り添う個別支援を適切に行うことができる体制づくりが課題です。

施　策	施策説明
障がい者手帳取得の促進	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について制度の周知を図り、手帳取得を促進します。特に高次脳機能障がい、発達障がいが精神障害者保健福祉手帳の対象となることについて周知を図ります。
各種手当等の充実	障がいのある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を注視しながら、各種手当等の充実を図ります。
ホームヘルプサービスの充実	家庭を訪問し障がいのある人の日常生活を支え、本人や家族の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。
行動援護、同行援護の充実	自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障がい者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。
生活サポート事業の充実	障がい児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。
短期入所等の充実	一時的に介護が困難な方のために、短期入所や日中一時支援を充実します。また、障がい児や重度重複障がい者の受け入れ体制の確保に努めます。地域生活支援拠点の整備を行います。
日常生活用具費支給事業の充実	重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に係る費用の支給を充実します。

施　策	施策説明
補装具費の支給	身体障がい者の機能障がいを補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。
重度重複障がい者対策の検討	重度重複障がい者の人数は、年々増加傾向にあります。これらの障がいのある人の生活の維持・向上を図るため、その対策を検討します。
計画相談支援等の充実	生活介護、自立訓練、就労支援、児童発達支援等の障がい福祉サービス等や地域活動支援センター等の利用が適切に行えるよう、計画相談支援等の充実を図ります。
グループホーム等の充実	地域移行を促進するため、グループホーム等に対する運営への支援を充実します。また、町内において、グループホームの整備（定員 10 人）を目標とし、平成 26 年度三木町百眼百考会議生きがいづくり部会からの提案を踏まえ、必要な支援について協議していきます。事業者からの相談を受け付け、滞りなく事業実施につなげていきます。
障がい児支援の充実	医療的ケアを必要とする障がい児に対する対策を充実します。

3　社会活動への支援

（1）雇用・就労機会の拡大

地域社会で生活し、生きがいを持って人生を送るためには、仕事に就くことが大きな意味を持ちます。2018(平成 30)年度から就労定着支援という新サービスが始まり、就労定着支援事業所が職場・関係機関等への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問して各種指導を行い、環境の変化に適応できるようサポートします。また、制度の谷間で公的な支援が受けられず、働く機会を得られない、又は継続して働くことができない等の障がい者の置かれた現状を解消するため、2020(令和 2)年 10 月から地域生活支援事業における、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業という新しいサービスも開始され、これまで支援の対象外だった通勤や職場等における支援が可能になりました。

今後とも、企業の経営者や従業員をはじめ、障がい者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図るとともに、ジョブコーチや各種施策の活用により職場への定着を積極的に進めていきます。また、福祉施設の整備と仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の更なる拡大なども検討し、町内における職場の確保を積極的に進めていく必要があり、障害者就労施設等からの物品等の優先調達を推進します。

施　策	施策説明
公共職業安定所等雇用施策との連携の推進	障がいのある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所や障害者雇用納付金制度等、雇用施策との連携を推進します。
多様な就労の場の確保	一般就労が困難な障がいのある人の働く場を確保するため、香川県社会就労センター協議会と連携し、就労継続支援Ｂ型事業所での取組等の把握をし、また、新たな取組等の提案を行い、多様な就労の場の創出、確保を促進します。
福祉施設からの一般就労への移行の推進	障害福祉サービスの就労移行支援のさらなる活用と、就労継続支援利用者についても一般就労へ向けた支援を促進していきます。
職員への障がいのある人の雇用推進	職域を拡大し、今後も障がいのある人の職員としての雇用を推進し、法定雇用率を満たします。
障害者就業・生活支援センターの活用	障がいのある人の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の拠点として、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。
職場定着の促進	就労継続者との電話連絡や就労先訪問等により就労後の支援を行います。また、障害者職業センター等との連携を図り、ジョブコーチや各種施策等及び就労定着支援の活用により障がい者の職場定着を促進します。

（２）文化・スポーツの振興

各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質を向上させるうえで重要です。また、こうした社会活動は、障がいのある人とない人との相互理解、更に連帯感を強めていくことにもつながります。

2018（平成 30）年６月に障害者の文化芸術活動の推進に関する法律が施行されています。今後は国が作成する基本計画の内容なども踏まえて、障がい者の芸術文化活動の推進に向けて環境整備等取り組んでいく必要があります。

現在、本町では身体障害者協会などの障がい者団体が主となりスポーツ大会を開催するなど、障がいのある人の文化・スポーツ活動を積極的に支援しています。しかし、開催場所が限られていたり、参加者が固定していたり、障がいのある人もない人も一緒に参加したり、障がいのある仲間と共に楽しむ機会は十分とはいえません。特に、スポーツ・レクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要となっています。

また、文化の発表の場を増やすことを推進し、イベント等での音楽活動の場や、「獅子たちの里 三木まんで願。」期間中の絵画やさをり織りなどの手芸品の展示等、一般イベントに積極的に参加することにより、芸術・文化活動の拡大を図ります。

今後は、障がいの有無に関わらず、年齢や体力などに応じてさまざまな活動に参加できるよう、文化・スポーツの振興などを図っていくことが課題です。

施　策	施策説明
障がい者スポーツ大会の開催	身体障害者協会の活動を補助することにより、スポーツ大会の実施や参加の促進を図り、体力、気力の維持・増進並びに残存機能の向上を図り、障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。
香川県障害者スポーツ大会への参加	町内の障がいのある人に積極的に参加を呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。
文化活動の成果発表の場の拡大	障がい者団体や施設利用者などの文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。
スポーツ交流の促進	町で開催する各種スポーツ事業に障がいのある人が参加できるような環境整備を図り、障がいのない人とのスポーツ交流を促進します。また、障がい者スポーツ団体等の活動支援を行っていきます。

（３）外出や移動の支援

障がいのある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。

現在、本町では、外出の支援について移動支援事業を実施しており、福祉タクシー券の交付などにより、行動範囲の拡大を図るための支援を推進しています。

今後も、障がいのある人が気軽に外出できるよう、利用者の声をもとに、現在利用が増加している同行援護を含めた外出や移動支援の充実に努めます。また、町内を移動するための情報提供にも努めます。

施　策	施策説明
移動支援事業の充実	移動支援事業の活用を積極的に行い、障がいのある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を充実します。また、希望する外出の目的等を精査し、ニーズに沿ったサービス提供ができるよう努めます。
生活サポート事業の充実	日中一時支援や短期入所等の利用を積極的に活用し、障がい児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。
行動援護、同行援護の充実	外出時支援として、同行援護等の支援を積極的に活用し、自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障がい者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。
福祉タクシー等移動手段の充実	重度障がい者等に対し、福祉タクシー助成券（@500 円×30 枚/年）を配布し、障がいのある人の移動手段のために、福祉タクシーの充実を図ります。
自動車免許取得費、改造費の助成	当該助成事業を実施し、自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実を図ります。

４　教育環境の充実・障がい児支援の充実

（１）早期療育の充実

早期療育は、障がいのある子どもの乳幼児期における成長を支援し、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。

そのため、できる限り早い時期から子どもの障がいに応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期については、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな配慮や環境整備を継続的に行っていけるような体制づくりを進めます。

また、アンケート結果からは、保護者の悩み等の負担軽減のためにも関係機関の連携強化とともに、相談しやすい体制づくりが課題として挙げられています。

今後は、保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障がい等の早期発見、相談、指導、通園・通所、更に教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実が課題です。

施　策	施策説明
保育所、幼稚園等への訪問支援の充実	障がいに関し専門的な知識を有する者を保育所等へ派遣し、研修等を実施するとともに、障がい児の通う保育所、幼稚園などに専門支援スタッフが訪問し、必要な支援を行います。
保育所等の充実	障がいに関し専門的な知識を有する者を保育所等へ派遣し、研修等を実施するとともに、障がいのある子どもが保育所等に通所できるよう、加配保育士の配置等必要な支援環境の整備に努めます。
保育士等研修の充実	保育士等の資質の向上を図るために、町内の保育所等の職員を対象に、障がい児支援に関する研修会等を実施します。
相談・支援体制の充実	障がいのある子どもの保護者に対する面接、電話、家庭訪問等による相談の充実を図ります。また、他機関との相談支援体制の連携・強化を図りながら、乳幼児健康診査後の相談・支援の充実に努めます。
就学相談の充実	利用者支援員を配置し、幼児や児童、生徒の障がいの早期発見に努め、就学相談の前に情報伝達が行われるよう、就学支援委員会の適正な判断のもとに、就学相談を一層充実します。また、各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実を図ります。統合保育対象児の保護者と保育園の連絡を密にし、集団保育を行う中で就学相談を行っていきます。

（２）学校教育の充実

子ども・子育て支援法の基本理念に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」とあるように、全ての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。また、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部が改正され、相談支援の充実及び障がい児支援の強化が図られ、相談支援事業所と学校等が密接に連絡調整を行い、連携を強化していきます。さらに、学校訪問や校長会への参加など、情報提供、啓発活動を行ったり、障がい児それぞれの特性に合った関わりができるような環境づくりにつなげていきます。

また、特別な支援を必要とする子どもに対しては、教育課程編成と教育内容や方法の改善を図るとともに、担当教員の専門性や指導力の向上を図る研修等の充実や望ましい教育環境の整備、保護者に対する相談の充実が必要です。また、障害者権利条約の批准に向けた取組の中で、教育分野においては誰をも排除しないインクルーシブな教育が求められています。

今後は、誰もが共に学び合う環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて研究、検討し、全ての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育を充実していくことが課題です。

近年では、放課後や夏休みなどの児童生徒の居場所づくりも課題となっています。また、地域全体で子育て家庭を支えていくという認識が高まっている中で、障がいのある児童・生徒においてはより一層の理解と支援を必要としていることが少なくありません。学校教育にとどまらず、広く子どもの教育において、地域全体の関心と理解を高めていく必要があります。

施　策	施策説明
特別支援学級の指導の充実	知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、個別の支援計画を作成し、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。
設備の充実と教育機器の導入	知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級、弱視特別支援学級、通級指導教室には、障がいの種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。
教育相談体制の充実	面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、教育・福祉・医療等の関係機関との連携を行い、総合的な相談体制の充実に努めます。
在学中の就学相談の充実	教育上特別な措置を必要とする障がいのある子どもに対し、系統的に適正な就学相談の充実に努めます。
特別支援教育研修の充実	小・中学校の教職員や指導員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実に努めます。また、保育所等訪問支援等を活用し、オンザジョブトレーニングも行っていきます。

施　策	施策説明
通級による指導の充実	通常の学級に在籍する難聴・言語障がい等や発達障がい・情緒障がいの児童生徒を対象に、通級による指導を通し、個別の指導を行うことに努めます。
ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等の教育の充実	通常の学級に在籍するＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等の個別的な支援を必要とする児童生徒に対して、自立支援サポーターを配置し、きめ細かな支援を行います。
放課後児童健全育成事業の充実	学童保育室において、入室条件を満たした入室を希望する障がいのある児童を受け入れ、必要に応じて指導員の増員を行い、保育の充実に努めます。
障がい児放課後対策事業の充実	心身障がい児の健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため、障がい児が放課後等に過ごす場の充実に努めます。

（３）社会教育の充実

障がいのある人が、学校卒業後も、生涯を通して本人が関心を持っているさまざまな事柄について、学習できるような社会環境が求められています。そのため、障がいのある人への「全ての場所での合理的配慮」を徹底し、障がいのある人が学習しやすい環境の整備を推進します。

また、本町では公民館などの社会教育施設で講座や学級などを実施するほか、引き続き、図書館サービスや指導者の育成を実施していきます。

今後は、講座内容の充実や、開催条件などを工夫し、障がいのある人が参加しやすい学習環境を整備していくことが課題です。

施　策	施策説明
障がい者教育講座の充実	社会教育に携わる町職員を対象に、障がいのある人に対応できる事業を実施するにあたり、障がい者に対する合理的配慮を徹底するため、これに関することを中心に研修会を開催し、事業の充実に努めます。
社会教育に関する講座・学級の充実	社会教育講座・学級を充実し、在宅障がい者の社会参加を促進します。また、障がいのある人への理解を深めるため、住民の講座・学級への参加を通じて交流の促進を図ります。加えて、地域におけるノーマライゼーションを更に推進するため、ボランティアの養成を図ります。

５　誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

（１）生活環境の整備

アンケート結果からも伺えるように、障がいのある人が自由に外出し、活動していくためには、段差の解消や点字ブロックの整備、歩道の整備等を行い、都市環境の中にあるさまざまな「物理的バリア（障壁）」を取り除き、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上させることが重要です。

今後は、社会のバリアフリー化を点から面へ広げ、考え方の一層の普及に努めるとともに、この考えに基づいたまちづくりを積極的に推進していくことが課題です。また、単に現状の改善だけにとどまらず、当事者の声を生かしていけるようアンケート調査などを含め、計画の段階から利用者の声を取り入れて、ユニバーサルデザイン化が進められるよう検討していくことが課題です。

施　策	施策説明
公共建築物等の整備	既存の公共施設については、障がいのある人が利用しやすいよう改善に努めます。また、新たに公共施設を建築するときや、学校、病院、ホテル、物販店、飲食店その他不特定多数の人が利用する建築物の建設の際もバリアフリー化を推進し、障がいのある人の住みよい環境づくりに努めます。
公園施設の整備	障がいのある人が安全で快適な公園の利用ができるよう、車いす使用者用トイレ、スロープ、点字ブロック等の設置に努めます。
歩道等の整備	障がいのある人が安全に通行や移動ができるよう、関係法令等に基づき、段差解消や点字ブロック、歩道等の整備充実を図ります。
ユニバーサルデザインの推進	全ての人が安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた基本方針の策定に向けて検討します。
住宅改造費助成の充実	居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の利用促進に努めます。

（２）防犯・防災対策の確立

平成 23 年に起きた「東日本大震災」は自然の驚異と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。特に障がいのある人は、災害に対して、ひとりでは避難できないことや、情報入手、避難所での投薬、必要な設備環境などへの不安が考えられ、障がいの種別や程度に応じた適切な支援体制を準備する必要があります。

今後は、いざというときに迅速な対応が行えるよう、災害時のマニュアルづくりや体制づくりを更に検討していくことが課題です。

特に、安否確認や避難の手助けのためには、障がいのある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織と連携することが、安全と安心の確保のための重要な要素となります。そのため、当事者のプライバシーに配慮したうえで、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取組みを、日頃から積み重ねておくことが必要です。

さらに、避難後の専門的な対応のためには、福祉避難所（福祉用具が使える等の福祉援助が受けられる）を社会福祉法人と連携しながら、今後、拡大していく方向で検討していき、町内施設や近隣医療機関等との協定により、できる限り十分な体制を確保していきます。

また、障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。安心して地域で生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化も課題です。

施　策	施策説明
防災意識の啓発	防災広報、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、三木町ハザードマップを作成し、ハザードマップとともに避難に関する情報等を掲載した冊子を配布し防災意識の啓発を図ります。
防災計画の推進	障がいのある人に配慮した災害時の適切な支援ができるよう地域防災計画の推進を図ります。
自主防災組織の育成指導	住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障がいのある人の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。また自主防災組織の組織率の向上を図ります。
緊急通報システムの推進	一人暮らしの重度身体障がい者の緊急時における安全を確保するため、緊急通報システム装置の有効活用を図ります。
施設における防災体制づくりの推進	施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。
交通安全の呼びかけ	不慮の事故による障がい発生を防止するため、交通安全委員会を中心に呼びかけを行い、交通事故防止に関する啓発を推進します。
地域における防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。

施　策	施策説明
犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、不審者情報などを行政メールなどで情報提供するなど、効果的な情報提供に努めます。
消費生活トラブルに関する相談の充実	生活情報センターにおいて、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害を防ぎます。また、福祉相談窓口と生活情報センターの連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。
避難行動要支援者支援制度の推進	災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者や障がいのある人（避難行動要支援者）の情報を地域の支援者等（自治会、民生委員児童委員）に提供し、避難行動要支援者が必要な支援を受けられる体制を推進します。現在、避難行動要支援者名簿の作成・整備を進めており、町で手助けが必要な人を把握し、速やかな防災対策が行えるようにしていきます。
防災情報メール配信サービスの充実	聴覚障がい者や防災行政無線を聞き取りにくい方のために、より確実に災害情報を提供できるようにするため、メール配信サービスを充実します。

第５章　障がい福祉サービス等の見込量

1　障がい福祉サービスの利用状況

（1）障がい福祉サービス利用者数の推移

障がい福祉サービス利用者数は、平成 29 年度以降、微増しており、令和元年度末現在は 141 人となっています。

障害支援区分別にみると、令和元年度末現在「区分３」が 32 人と最も多く、次いで「区分６」が 31 人となっています。

図表　障害支援区分別サービス利用者数の推移

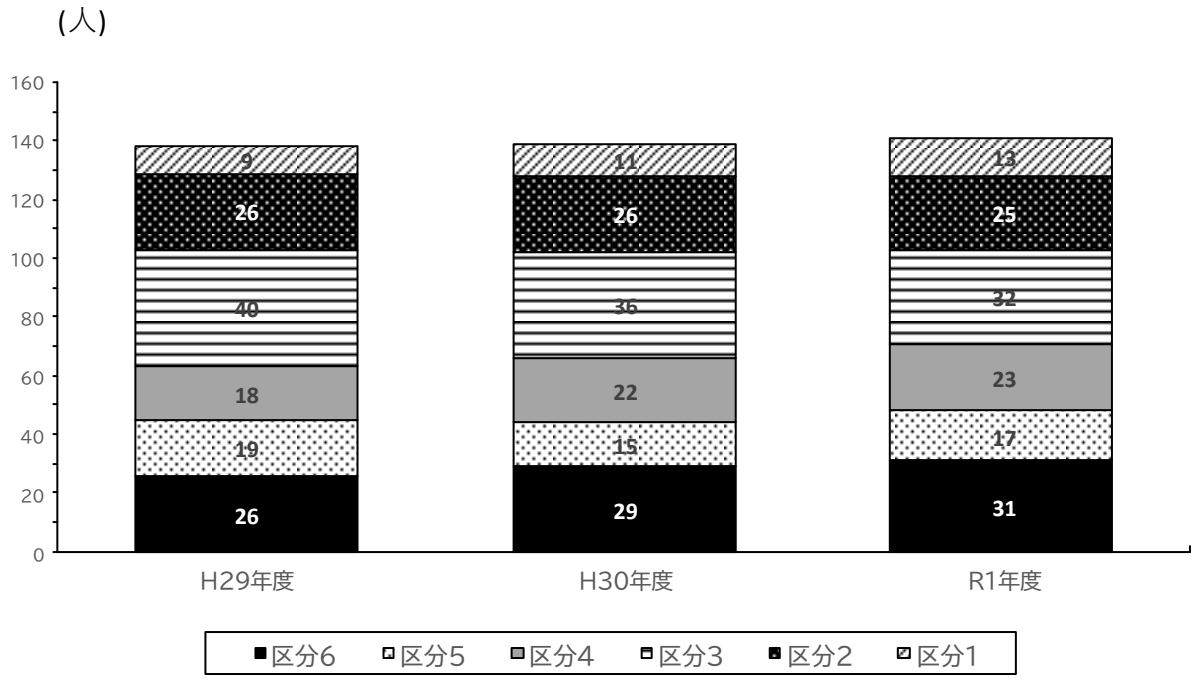

（単位：人）

項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度
障害支援区分	区分６	26	29	31
	区分５	19	15	17
	区分４	18	22	23
	区分３	40	36	32
	区分２	26	26	25
	区分１	9	11	13
合計		138	139	141

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

（２）利用人数・利用量の推移

①訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、居宅介護においては平成 29 年度以降、利用時間が増加しています。

図表　訪問系サービスの利用人数・利用時間の推移

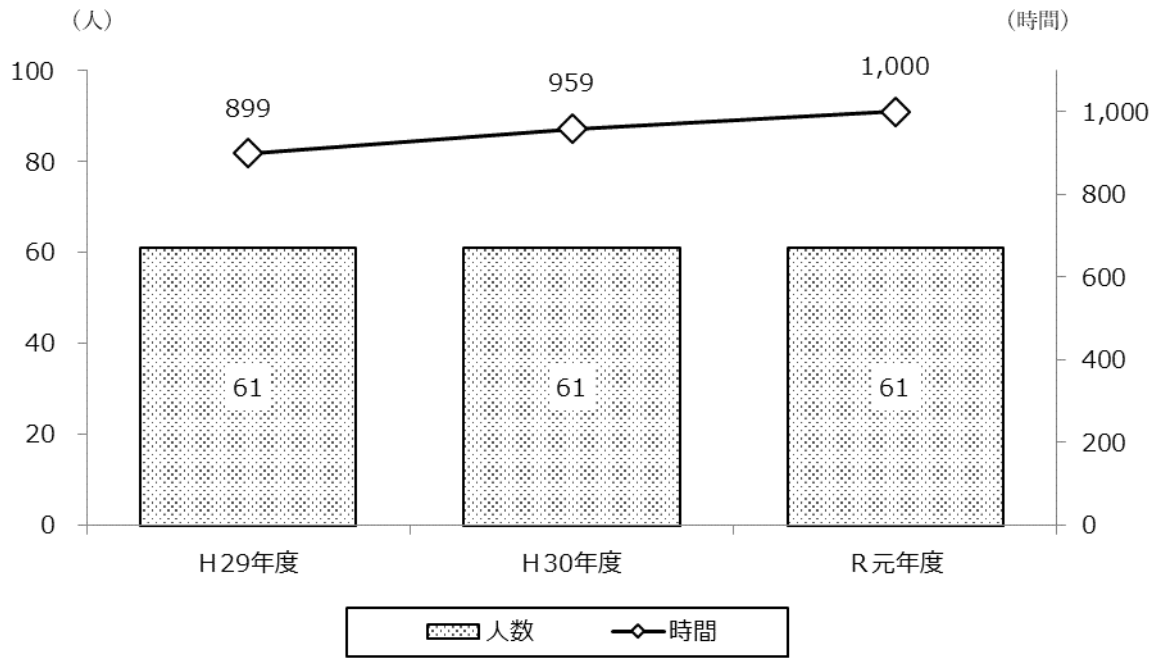

項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度
居宅介護	人数	50	49	48
	時間	762.75	803.75	863.25
重度訪問介護	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
同行援護	人数	11	12	13
	時間	136.5	180.5	137
行動援護	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
重度包括	人数	0	0	0
	時間	0	0	0

資料：町福祉介護課（各年度の３月現在）

②日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練〈機能訓練、生活訓練〉、就労移行支援、就労継続支援〈Ａ型・Ｂ型〉、療養介護、短期入所）では、利用人数と利用人日数は、全体的に微増傾向となっており、令和元年度ではそれぞれ 160 人、2,856 人日分となっています。

サービス別にみると、特に「就労移行支援事業」「就労継続支援Ａ型」「就労継続支援Ｂ型」が増加傾向にあります。

図表　日中活動系サービスの利用人数・利用人日数の推移

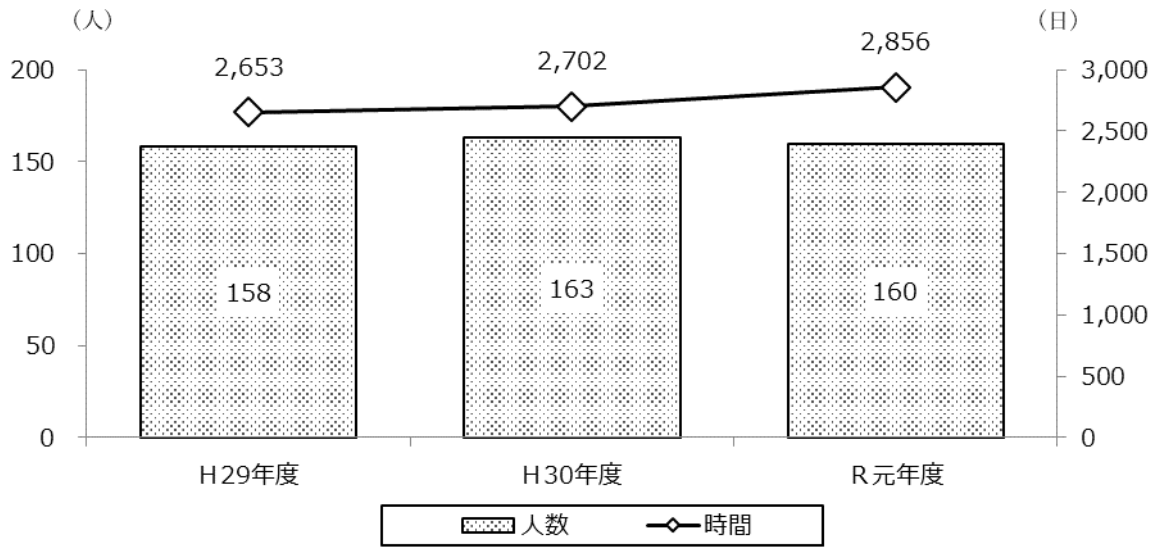

項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度
生活介護	人数	51	50	52
	人日分	1,044	1,012	1,069
機能訓練（自立訓練）	人数	0	0	1
	人日分	0	0	19
生活訓練（自立訓練）	人数	3	5	4
	人日分	61	44	36
就労移行支援	人数	3	5	7
	人日分	39	63	103
就労継続支援Ａ型	人数	9	11	11
	人日分	186	219	221
就労継続支援Ｂ型	人数	63	60	62
	人日分	1,112	1,085	1,151
療養介護	人数	4	6	6
	人日分	124	186	186
短期入所（福祉型、医療型）	人数	24	26	17
	人日分	87	93	71

資料：町福祉介護課（各年度の３月現在）

③居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）の利用者数及び利用日数は、共同生活援助は横ばい傾向、施設入所支援は減少傾向になっています。

図表　居住系サービスの利用人数の推移

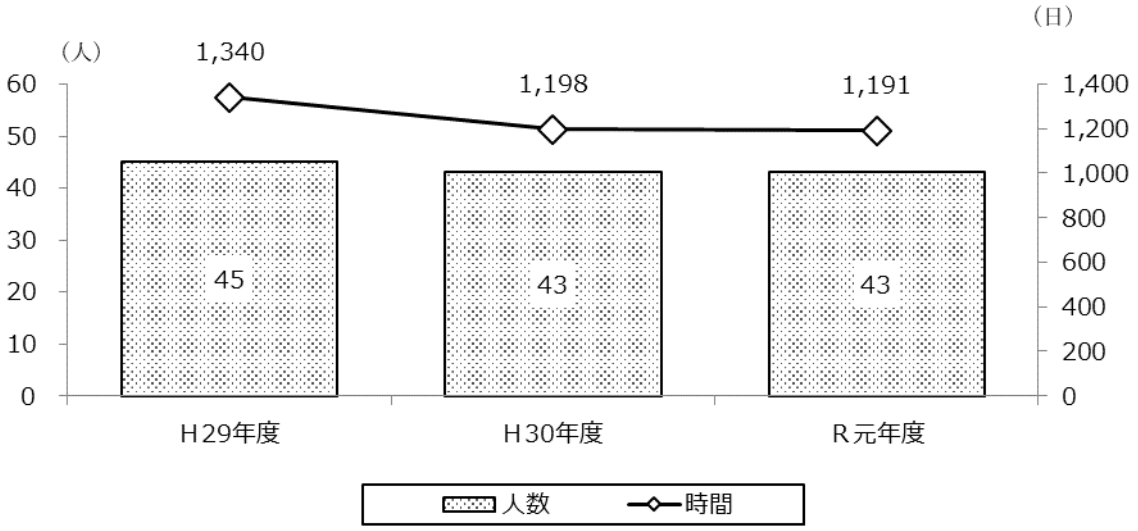

項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度
共同生活援助	人数	17	16	18
	日数	520	434	452
施設入所支援	人数	28	27	25
	日数	820	761	739

資料：町福祉介護課（各年度の３月現在）

④障害児通所支援

障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）の利用者数及び利用日数は、増加傾向となっています。

図表　障害児通所支援利用人数・利用日数の推移

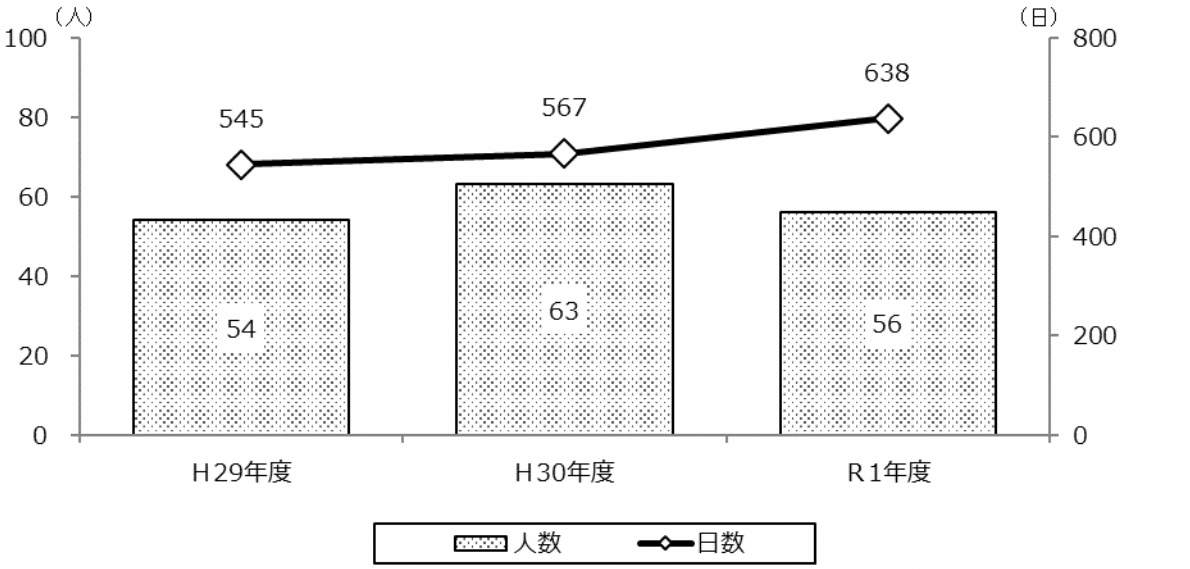

項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度
児童発達支援	人数	16	14	16
	日数	151	101	127
医療型児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	33	41	39
	日数	385	458	510
保育所等訪問支援	人数	6	8	1
	日数	6	8	1
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0

資料：町福祉介護課（各年度の３月現在）

２　地域生活支援事業の利用状況

（１）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、（ＮＰＯ）香川県社会就労センター協議会などに委託しており、令和元年度末現在で３か所で実施しています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	3	2	3

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

②相談支援事業

相談支援事業では、障害者相談支援事業を 12 か所で実施しています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
障害者相談支援事業	実施か所	12	12	12

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成 28 年度より三木町が直営で行っています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	0	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

④意思疎通支援事業

意思疎通支援事業として、手話通訳者派遣事業を公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託しており、令和元年度現在で 63 人の登録者がいます。

また、要約筆記者派遣事業は H29 年度からは（ＮＰＯ）香川県要約筆記サークルゆうあいに委託しており、令和元年度現在で 69 人の登録者がいます。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
手話通訳者派遣事業	手話通訳士登録者数	64	60	63
	派遣件数（年間）	39	18	22
	延べ回数（年間）	39	18	22

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
要約筆記者派遣事業	要約筆記者登録者数	110	69	69
	派遣件数（年間）	10	12	1
	延べ回数（年間）	10	12	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付等の利用実績は、以下のとおりとなっており、「排せつ管理支援用具」の利用が多くを占めています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
介護訓練支援用具	件	3	4	1
自立生活支援用具	件	6	9	3
在宅療養等支援用具	件	6	14	8
情報・意思疎通支援用具	件	33	9	6
排せつ管理支援用具	件	769	737	677
住宅改修費	件	2	1	0

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑥手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、公益社団法人香川県聴覚障害者協会に委託しており、令和元年現在で 47 回の実施実績があります。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	47	47	47

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑦移動支援事業

移動支援事業は、令和元年度現在で 15 か所で実施しており、40 人、2,990.5 時間の利用がありました。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
移動支援事業	実施か所	14	14	15
	実人数	48	39	40
	延べ時間（年間）	3218.5	3,178	2,990.5

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑧地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、令和元年度現在でⅠ型が３か所、Ⅱ型が５か所で実施されています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
Ⅰ型	実施か所	3	3	3
Ⅱ型	実施か所	5	5	5

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

（２）任意事業

①福祉ホームの運営

令和元年度現在で、１か所福祉ホームが運営されており、３人の利用者がいます。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
福祉ホームの運営	設置か所	1	1	1
	実人数	2	3	3

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

②訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、令和元年度現在１か所で実施されており、１人、37 回の利用実績がありました。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
訪問入浴サービス事業	実施か所	1	1	1
	実人数	1	1	1
	延べ回数（年間）	44	41	37

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

③日中一時支援事業

日中一時支援事業は、令和元年度現在で 14 人の利用がありました。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
日中一時支援事業	利用人日（年間）	404.5	485	393
	利用人数	13	15	14

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

④巡回支援専門員整備

巡回支援専門員整備は、令和元年度現在で一般社団法人木田地区医師会に委託しています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
巡回支援専門員整備	実施状況	1	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

⑤地域移行のための安心生活支援

地域生活支援拠点等の面的な整備として平成 30 年度より社会福祉法人朝日園に委託しています。

事業名	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度
地域生活支援拠点等整備	実施状況	0	1	1

資料：町福祉介護課（各年度末現在）

3　障がい福祉サービスの見込量

（1）訪問系サービス

事業項目	事業内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案した見込量としています。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	利用者数	48	51	53	55
	利用時間	863.25	917.20	953.17	989.14
重度訪問介護	利用者数	0	1	1	1
	利用時間	0	180	180	180
同行援護	利用者数	13	14	15	16
	利用時間	137	147	158	168
行動援護	利用者数	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0

（２）日中活動系サービス

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	R1 年度 （実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	利用者数	52	55	57	58
	利用日数	1,069	1131	1172	1192
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1	2	2	2
	利用日数	19	40	40	40
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	4	4	4	4
	利用日数	36	40	40	40
就労移行支援	利用者数	7	9	10	10
	利用日数	103	154	171	171
就労継続支援（Ａ型）	利用者数	11	17	20	22
	利用日数	221	349	411	452
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数	62	66	71	77
	利用日数	1,151	1,276	1,346	1,416
就労定着支援	利用者数	0	2	2	2
療養介護	利用者数	6	6	6	6
	利用日数	186	186	186	186
短期入所 （福祉型、医療型）	利用者数	17	19	20	20
	利用日数	71	84	88	88

（３）居住系サービス

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自立生活援助	利用者数	0	1	1	1
共同生活援助	利用者数	18	20	22	24
施設入所支援	利用者数	25	25	25	25

（４）相談支援

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行するための支援や相談を行います。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談等必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	利用者数	222	240	248	255
地域移行支援	利用者数	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数	0	1	1	1

（５）障がい児支援

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	区　分	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	利用児童数	16	20	22	24
	利用日数	127	158	174	190
医療型児童発達支援	利用児童数	0	0	1	1
	利用日数	0	0	5	5
放課後等デイサービス	利用児童数	39	55	55	55
	利用日数	510	719	719	719
保育所等訪問支援	利用児童数	1	12	12	12
	利用日数	1	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	71	80	80	80
障害児相談支援	利用日数	0	0	1	1

4　地域生活支援事業の見込量

（1）必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施見込件数	2	2	2	2

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自発的活動支援事業	実施見込件数	1	1	1	1

③相談支援事業

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組み等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がい者や精神障がい者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画期間の見込量】

種　類	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害者相談支援事業	実施見込か所数	12	12	12	12
基幹相談支援センター等強化事業	実施見込か所数	0	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施見込件数	0	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業	見込件数	1	1	1	1

⑤意思疎通支援事業

事 業 項 目	事　　業　　内　　容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別及びグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別及びグループに対し、要約筆記者の派遣を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者派遣事業	見込登録者数	63	63	63	63
	見込派遣件数	22	25	25	25
要約筆記者派遣事業	見込登録者数	69	69	69	69
	見込派遣件数	10	10	10	10

⑥日常生活用具給付等事業

重度障がい児・者に対し、日常生活用具の給付・貸与を行うことにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護・訓練支援用具	見込件数	1	2	2	1
自立生活支援用具	見込件数	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	見込件数	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	見込件数	6	5	5	5
排せつ管理支援用具	見込件数	677	730	760	790
住宅改修費	見込件数	0	1	1	1

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成に努めます。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者見込数	4	4	4	4

⑧移動支援事業

障がい者の日常生活、社会生活に必要となる屋外での移動に対して、障がい者１人に対して支援者１人の個別支援、又は障がい者複数人に対する支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
移動支援事業	実施見込か所	16	17	18	19
	見込利用人数	40	45	45	45
	見込延べ時間(年間)	2990.5	3360.0	3360.0	3360.0

⑨地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度 (実績)	R3 年度	R4 年度	R5 年度
Ⅰ型	実施見込か所	4	4	4	4
Ⅱ型	実施見込か所	5	5	5	5
Ⅲ型	実施見込か所	0	0	0	0

（２）任意事業

①福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室などの設備が利用できるようにするとともに、障がい者の地域生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
福祉ホームの運営	見込設置か所	1	1	1	1
	見込利用人数	3	3	3	3

②訪問入浴サービス事業

家族の介護のみでは入浴が困難な重度の身体障がい者への福祉の増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問入浴サービス事業	見込実施か所	1	1	1	1
	見込利用人数	1	1	1	1
	見込延べ回数	37	44	44	44

③日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために行う日常的な訓練などを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日中一時支援事業	見込利用人日（年間）	393.0	400	400	400
	見込利用人数	14	15	15	15

④巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設などへの巡回等支援を実施し、担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
巡回支援専門員整備	実施見込	1	1	1	1

⑤地域移行のための安心生活支援

地域生活支援拠点等の面的な整備として平成 30 年度より社会福祉法人朝日園に委託しています。

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
地域生活支援拠点等整備	実施見込	1	1	1	1

⑥雇用施策との連携による重度障害者就労支援特別事業

重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

事業名	単位	R1 年度（実績）	R3 年度	R4 年度	R5 年度
重度障害者就労支援特別事業	実施見込	0	1	1	1

第６章　成果目標

１　令和５年度末の目標

（１）施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることをめざし、令和５年度末における成果目標を定めます。

■国が示す基本的な考え方

○令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行

○令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から 1.6%以上削減

■目標設定

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（Ａ）	25 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】令和５年度末の地域生活移行者数（Ｂ）	１人	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数
	4.0%	移行割合（Ｂ/Ａ）
【目標値】削減見込（Ｃ）	１人	施設入所者の削減見込み数
	4.0%	削減割合（Ｃ/Ａ）

（２）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和５年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することをめざします。

令和 5 年度末における整備数（圏域内において）	1 箇所

（３）地域生活支援拠点等の整備

■国が示す基本的な考え方

〇地域生活支援拠点等のもつ機能の充実について、各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況の検証、検討を行う。

■目標設定

平成 30 年度から地域生活支援拠点を設置しており、障がい者が地域で安心して生活を営むに資するよう、地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討を行います。

令和5年度末における地域生活支援拠点等の確保数	１箇所
令和5年度末における年1回以上の運用状況の検証、検討	年１回以上

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、令和５年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

〇福祉施設から一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍

うち移行支援事業 1.30 倍、就労 A 型 1.26 倍、就労 B 型 1.23 倍

〇就労定着支援事業の利用者について、一般就労移行者のうち７割以上の利用

〇就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所を 7 割以上

■目標設定

項　　目	数値	考　え　方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者（Ａ）	１人	令和元年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【目標値】 福祉施設から一般就労への移行者（Ｂ）	3 人	令和５年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数
【目標値】 （Ｂ）のうち就労移行支援事業所から一般就労への移行者（Ｃ）	2 人	令和５年度末時点の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
【目標値】 （Ｂ）のうち就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者（Ｄ）	１人	令和５年度末時点の就労継続支援Ａから一般就労への移行者数
【目標値】 （Ｂ）のうち就労継続支援Ｂ型からの一般就労への移行者（Ｅ）		令和５年度末時点の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数
【目標値】 一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者	7 割以上	一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合
【目標値】 就労定着支援事業所の就労定着率	7 割以上	就労定着支援事業所利用者の就労定着率が８割以上の事業所数

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の支援について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するために必要な目標設定を行います。

■国が示す基本的な考え方

○令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所設置し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保、また保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築すること

○令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１か所確保すること

○令和５年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること(都道府県、圏域、市町村ごと)

項　　目	数値	考　え　方
【目標値】 令和５年度末における児童発達支援センターの設置数	１事業所 以上	市町村
【目標値】 令和５年度末における難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	1 以上	都道府県
【目標値】 令和５年度末における保育所等訪問支援事業の利用できる体制	１事業所 以上	市町村
【目標値】 令和５年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	１事業所 以上	市町村
【目標値】 令和５年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 以上	都道府県、圏域、市町村ごと
【目標値】 令和５年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 以上	都道府県、圏域、市町村ごと

（６）相談支援体制の充実・強化等

各市町村又は各圏域で、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化に取り組んでいきます。

（７）障害福祉サービス等の質の向上

各都道府県や各市町村において、障害福祉サービスが多様化している中、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう質の向上を図るための体制構築に取り組んでいきます。

三木町

三木町障がい者プラン

令和３年３月　発行

発行者　　三木町
編　集　　三木町　福祉介護課　福祉長寿係
〒761-0692
香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地
電話：087-891-3304　(内線:1214)